

一例を挙げますと、「同種の商品」という言葉が法律に出でまいりますが、これは「機能及び効用が同種の商品をいう。機能とは、商品の物的功用、用途をいい、効用とは、商品のもたらす満足、経済的効用を意味する。」というふうに説明をいたしております。しかし、これだけでもなかなかわかりにくいので、例を引きまして、たとえば自動二輪車の場合、百二十五ccを超えるものと百二十五cc以下のもの、これは商品分類では一応別にしているようございますが、こういうのは同種の商品となる一例を挙げてござります。以下、そいつた言葉の説明をいろいろなたしております。

それから、さらに、後の方で、「市場占拠率要件」として、一社で50%、それから二社で七五%超というのがあります、それも法律には書いてございますが、法律を読んでもなかなかわからにくうございますので、これを算式の形で一応あらわしたわけであります。その方が国民の方にわかりやすいんじやないかということで、法律で必ずしも読み取れないところもいろいろ補足いたしまして、算式の形であらわしたということでございます。それから、市場占拠率を算定いたします場合に数量でもって何%という計算をするのか、あるいは価格でもってするのかといった基準も示してござります。

それで一番大切なことは、そういう一般的な説明のほかに、それじゃそういうふうな考え方を実際に当てはめた場合にいまの段階で一体どういうことになるのか、これが多くの方の一番関心のあるところであろうと思いまして、別表一と二をつけてございますが、別表一の方は、現段階におきましての「国内総供給額要件」、すなわち五百億円以上のもの、それから「市場占拠率要件」に該当すると思われる事業分野、いわゆる九業種について掲載してございます。それからもう一つ、別表二の方は、九業種以外のものではございませんが、その他のもので比較的国内供給額も大きいといつた事業分野のうち主なものを十九業種にわた

りまして掲載いたしまして、その事業分野はどういうものであるか、それに含まれる「同種の商品」といったものはどういうふうになるのか、これを表の形で掲示したものでございます。

これはあくまで現段階における資料に基づいて公取の事務局が作成いたしました暫定的なものでございます。

○玉置委員 ガイドラインを出していただきまし

たので法案の内容がわかりやすくなつたことは事実であります、ただ、事務局試案ということに

おりながらも、これは別に省令でもなし、政令でもなし、どういう性格のものと言えればいいの

ですか。

○水口政府委員 このガイドラインでございます

が、従来、公正取引委員会におきまして、御承知のように、独占禁止法の規定がやや抽象的でわかりにくうございますが、ただ、事務局試案ということににくうございますので、これを算式の形で一応あらわしたわけであります。その方が国民の方にわかりやすいんじやないかということで、法律で必ずしも読み取れないところもいろいろ補足いたしまして、算式の形であらわしたということでございます。それから、市場占拠率を算定いたします場合に数量でもって何%という計算をするのか、あるいは価格でもってするのかといった基準も示してござります。

それで一番大切なことは、そういう一般的な説明のほかに、それじゃそういうふうな考え方を実

際に当てはめた場合にいまの段階で一体どういう

ことになるのか、これが多くの方の一番関心のあるところであろうと思いまして、別表一と二をつけてござりますが、別表一の方は、現段階におきましての「国内総供給額要件」、すなわち五百億円以上のもの、それから「市場占拠率要件」に該当すると思われる事業分野、いわゆる九業種について掲載してございます。それからもう一つ、別表二の方は、九業種以外のものではございませんが、その他のもので比較的国内供給額も大きいといつた事業分野のうち主なものを十九業種にわた

り次第速やかにつくるということですが、だれがどのようにしてつくりますか。公取委員会だけでつくるのか、どこかに相談ということはないのでしょうか。意見を求められるのか、今後の変更はどうするのか、これについてお答えをいただきたいと思います。

○水口政府委員 お答えいたします。

作成するのは、やはり公正取引委員会の権限と責任において作成をいたします。それで、なお、この中身をざらにいただきまして、おわかりのようにいくといふ面もございますので、多くの国民に理解していただるために独禁法関係につきましても幾つかのガイドライン的なものが定められております。それから、特に景品表示法関係では数多くのが定められていますので、これらは公正取引委員会だけの見解でやるのはいかがか、したがつて、法律が通りました暁には関係者の御意見をよく聞いて納得のいくような案をつくらうように努力をしたい、こういうように思つております。

それから、今度の変更、改定でございますが、これはこういった性格のものでございますから未だに不变のものではない、やはり經濟の推移に応じていろいろと変更も必要だらう、その場合には関係者の御意見も聞きながら変更を加えてまいりたい、かようと考えております。

○玉置委員 そうしますと、輸出輸入は的確に、

御指摘のガイドラインをどういう名前をつけるか、ということはまだ現在決めておりませんが、いずれにいたしましてもその法律が通りました時に速やかにこれを決定したいというふうに考えております。それで、それらはいずれもその名前といたしましては、認定基準とか運用基準とかいった名前をつけているもののが多うございます。今回のいま御指摘のガイドラインをどういう名前をつけるか、ということはまだ現在決めておりませんが、いずれにいたしましてもその法律が通りました時に速やかにこれを決定したいというふうに考えております。

○玉置委員 そうしますと、輸出輸入は的確に、

排除するものと入れるもの——いわゆる輸入は入れておるが、輸出は排除しておるか、それから一定の時期、その時期といえどいつごろのものをとり得るのか、これについてひとつ……。

○水口政府委員 お答えいたします。

まして、一つは、公正取引委員会がその内容を決定いたしましてそれを公表しているもの、それから、委員会の了承を得まして事務局長通達という形で出しておるもの、この二通りに分かれるようございますが、今回ほどちらにするか、これはお今後検討したいと思っております。大体そういうふうな性格のものでございます。

新しい数字に基づいてやるのが好ましいと思いますが、われわれが把握しております「一番新しい数字」というのが一番基本になりますのは四十九年分の公取が行つております集中度調査の数字でございますので、また新しい数字が出てまいりましたらそれに基づいて若干の補正が必要であろう、こういうふうに考えております。

○玉置委員 そうしますと、四十九年度のものはこのころになつたら大分変わつてゐるかもわからぬといった場合に、これは一般に何かの形で公表されますか。そうせぬと、それはもうずいぶん変わりましたということを言い出し得るような機会をやはり与えた方がいいのではないかと思ひます

がね。

○水口政府委員 それは、新しい数字が判明いたしましたら中身の改定をすることがやはり必要だうと思います。現に、九業種につきまして、われわれは確認はしておりませんが、市場占拠率等が新しい数字では少し変更しているものもあるやに聞いておりますが、そういうことが明らかになれば当然発表をいたしたいと思つております。

○玉置委員 そうしますと、形式的な要件ですね。いわゆる独禁法改正案八条の四でございますが、それの一、二に当たるものは別表に示された九業種、この九業種そのものはその他の要件、三、四、五を満たしておるかどうかはこれからお調べになるのか、どうなりますか。

○水口政府委員 いわゆる九業種と申しますのは、いろいろな要件の中で国内供給額が五百億円以上であるもの、それからシェアが一社で50%または二社で75%以上であるもの、この二つの要件に該当するものを並べたのが九業種でございます。

御承知のように、独占的状態に該当するために該当するものを並べたのが九業種でございます。はそのほかに弊害要件にも該当しなくならないませんが、われわれはこの九業種はいずれもその弊害要件のすべてを満たしておるというふうには考へおりません。したがつて、現段階で現資料に基づいて判断する限りは独占的状態に該当してい

○元木説明員　譲渡案と申しましても、非常に中身がさまざまなものが出でてくると思います。したがいまして、譲渡案が一回否決されたということでお直ちに株主総会が何か責任をとらなければいかぬというような事態にはならないのではないかと思います。つまり、株主総会としましては、もう少し取締役会でいい案を持ってきなさいという意

譲渡案が否決されてしまったということになりますと、これは一応不安定な状態に置かれるということになるかもしませんけれども、御承知のように譲渡命令の実行というのは非常に複雑なものでございまして、一朝一夕にはできるものではないということで、さらに新しい時期を見てまたこれを再度提案するというようなことで行われるのではないかどうか、このように思つております。

○玉置委員 相当な年限がたついくし、一つもうまくいかないというような場合には亩ぶらりん

行為の内容は私法上の行為である。私法上の行為をしろと命ずるわけでございます。その結果、私洋上での行為をいたしますのには私法上の要件が必要であるということになりますので、株主総会の特別決議が必要だという解釈になるわけでございます。

そこで、お尋ねのように、ではそのように株主総会の特別決議が必要だという解釈をとるといふと、株主総会がいつまでも決議をしない、承認しないということになると、これでは公正取引委員会

ことは、株主の保護にかなり不十分な結果をもたらさないとも限りませんので、そちら辺のことを十分考えませんと、株主の保護のための対策ということを考えませんと、直ちに一百四十五条をこの場合に適用しないというような立法はなかなかむずかしいのではないかろうか、このように考えます。

○大橋政府委員　ただいまの商法の関係につきましては法制局の御見解のとおりでございますが、そのほかにつけ加えさせていただきますと、現行

昧を含めましてこれを否決するということもあるうかと存じます。そういう場合でござりますと、取締役会としましては、さらにもう一度別の案を検討いたしまして、これを提出するという義務を負うのではなかろうかと思います。

になりますが、非常に不安定な状態が続くと思いま
すが、そういう場合の救済はどのようにする
か、立法責任者の当局からお答えいただきたいと
思います。

会の命令が不発に終わると申しますか、そういう可能性もなきにしもあらずでござりますので、一四五一条はこの場合には適用しないという措置をとつてはどうかということが一つ考えられるわけでございます。

法にも當業の一部の譲渡の規定はあるわけでござります。第七条及び第十七条の二にあるわけでございますが、こういう場合におきましても、これはむしろ違反行為を排除する規定でございますけれども、その際におきましても商法の特例といつもりは受けたるうえ、そういうところもござります。

考える余地がないというような案が出てまいりました場合でございますと、これは株主総会といったましてもやはり会社の一機関でござりますから、これを可決する義務があるということになろうかと思います。ただ、御承知のように株主総会というものは会社の一機関でございまして、独立の法人格を持つておりますので、これについて処罰をするというようなことはできないのではないかろうかと、このように考えております。

○玉置委員 その場合に、最良の案との認定はだれがするのかということ、それともう一つ、もう一度つくって案を出してみたところがまた否決されたという場合は、一体審決はどうになるのだろうか。

○玉置委員 そういう場合を想定して、かつては公法、私法の関係で公法が優先するというようなことがありましたけれども、新しい立法でもって公取委員会の審決があつた場合に株主総会の決議は要らないんだという、それを排除するような法律が必要なのかどうか、これは法制局と政府当局の見解をお伺いしたいと思います。

○味村政府委員 公正取引委員会が命令いたしました営業の譲渡、これは公正取引委員会の行為とし

の所有者であるという、そういう株主の立場を保護するために設けられた規定でございます。会社の営業の重要な一部が譲渡されてしまふと、実質的には一部分が解散したようなことでござりますので、これは株主にとって非常に重大な利害関係がございますので特別決議が必要だということになつてゐるわけでございます。したがいまして、二百四十五条はこの場合に適用しないとなりますが、株主の保護がそれで十分に果たせるどうかという問題が出てくるわけでございます。

公正取引委員会の命令といいたしまして、営業の重要な一部の譲渡を命じます場合に、相手方とか対価、どれくらいの値段で売るか、だれに売るかというようなことは恐らく公正取引委員会の命令

立案の過程では頭にあるわけでございます。
さらには、商法の株主総会の特別別決議というの
は、取締役が審決を誠実に実行していく上での一
つの障害といいますか、一つの条件にすぎないわ
けでございまして、取締役といたしましては譲渡
先をまず選定しなければいけない、幾らとう値
段も決めなければいけない、契約を締結しなけれ
ばいけない、それから債権者に対する関係も整理
していかなければならない、また、従業員の雇用関
係の整理もしていかなければならないというよう
に、重要なものだけでもそういういろいろのこと
を処理していかなければならぬわけでございま
して、そのいすれについても障害というものは
起りこり得るわけでございますから、商法の特例を

これは法務省と公取委員会の見解をお伺いした
い。
○元木説明員 最良の案と申しますのは、これは
非常に相対的な問題でございまして、非常に微妙
な問題ではなかろうかと思います。ただ、実際に
取締役等の責任が生じたということになりまし
て、これが審決違反であるということで起訴され
たときは裁判所が認定するということになるらうか
と思ひます。

ではもちろん公法上の行為でございます。そうすると、命じられます内容でありますこの営業の一部を譲渡しなければならないという措置、これは会社側がだれか買い主を探しまして、そして適当な対価で営業の一部を買ってくれと持らかけて、そして契約をして、それを実行する、まあこういうことになるわけでございますので、行うことは私法上の行為ということになるわけでございます。つまり、公正取引委員会の命令いたします行

の内容にはなっていなーいと思います。株主としては公正取引委員会の命令があつたのですから、営業の重要な一部を譲渡するということはまあやむを得ない、しかし、値段はやはりちゃんとでもらわなければならぬということは当然考るであろうと思います。したがいまして、値段が折り合わないということになり、株主の方がどうしてもこの値段じや安過ぎるというようなことで承認しないということになりますしてもやはり売れと言つ

設けて株主総会の特別決議の規定を排除すると定めただけでは、この審決が直ちに強制的な力によって実現されるようになるというわけではないのでございまして、そういうことも考へ合わせまして商法についての特例を設けないととした次第でござります。

配慮をしなければならないという条項がございましたが、配慮するところがあるが、公取はどのようなことをいつ配慮するのか「配慮」という言葉について十分な説明をいただきたいと思います。

○大橋政府委員 「配慮」と申しますのは、八条の四の第二項に、「公正取引委員会は、前項の措置を命ずるに当たっては、次の各号に掲げる事項に基づき、当該事業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並びに当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない。」とございまして、次に一号から八号までの事項が列挙してあるわけでございます。

この配慮するときといいますのは、前項の措置を命ずるに当たってでござりますから、審決をする

る、その審決の内容を決める際に、こういう状況を考えた上で生活の安定ありますとか円滑な遂行といふものが行われていく、そういう支障のないような審決をしていかなければならぬということの意味の一一種の訓示規定ではござりますけれども、しかし、独占禁止法のこの措置の目的というものからいたしますと、仮に営業の一部譲渡が行われたといたします場合に、その命ぜられた事業者、あるいは買収った事業者、あるいはその下譲等の関連事業者、それから雇用されている者の生活の安定、こういふものが害されるようなことがありまするのはやはりこの規定の趣旨に反するわけです。

そこで、ただいま申しましたように、関連企業並びにそこに雇用される人々、主として労働組合という形で実際問題としてはなると思いますが、その意見を十分にお聞きになるよういまお話を

ございましたが、そういうものをしなければならないという保証がこの立法の過程でどこにござりますか。

○水口政府委員 法律といつしましては八条の四

第二項の配慮事項、そのほかつき御説明がありました公聴会とか、審判における参考人とか、そ

ういったものがあると思いますが、法律は法律といたしまして、事の性質上、いろいろ御意見を伺う

ことがあると思いますが、それ以前の場合において

配慮をしなければならないという条項がございま

すが、

すべきものであると考えております。

○玉置委員 そうしますと、営業の一部譲渡とい

うのは、単に工場なり土地なりをどこかへ移せと

いう問題ではないに、それはお得意さんもあれば

関連企業もあれば、もちろん関連企業に働く人々

の問題もある。こういうものを全部やるのですか

ら、審決を下してしまつてからはどうもこうも

手がつかない問題があると思います。審決の始ま

る前にも、審決の途中にも、大体労働協約その他

がうまくいくかどうかというような形のも

のもじりと見なければ、あるいは意見を聞くだけ

ればやりにくいのじやないだろうかという感じが

私はしますが、どうでありますか。

○水口政府委員 全くおっしゃるとおりでござい

まして、当該企業に雇用されている人たちの御意

見、それからいろいろ関係される方々の御意見、

そういうのをよく承って、できるだけ納得のいく

形で審決をするということが一番大切かと思いま

す。

○玉置委員 過般労働省の方も話しておりました

よううに、企業イメージの変化に伴う左遷感、移籍労働者の選定、雇用関係の承継、労働条件の不利益変更、転居を要する配置転換、労働組合の動向等々がかなりウエートを占めてくるわけでありま

す。

そこで、ただいま申しましたように、関連企業

並びにそこに雇用される人々、主として労働組合

という形で実際問題としてはなると思いますが、

その意見を十分にお聞きになるよういまお話を

ございましたが、そういうものをしなければなら

ないという保証がこの立法の過程でどこにござ

りますか。

○水口政府委員 法律といつしましては八条の四

第二項の配慮事項、そのほかつき御説明がありま

した公聴会とか、審判における参考人とか、そ

ういったものがあると思いますが、法律は法律と

いたしまして、事の性質上、いろいろ御意見を伺

うありますが、それ以前の場合において

私は、審決に対する権威ということとも考えてよ

うといつたものがあると思いますが、法律は法律と

いたしまして、事の性質上、いろいろ御意見を伺

うありますが、それ以前の場合において

私は、審決に対する権威ということとも考えて

ただ、われわれといたしましては、実際の運用上そういうトラブルが起きないように極力配意してまいりたいと考えております。

○玉置委員 そのような次第でなかなかむずかしい問題も含んでおると私は思います。したがつて、これにつきましては審決の権威を守る意味でも十分な配慮をしながらこのことをなさなければならぬと思いますが、これに対する公取委員長の見解をお伺いしておきたいと思います。

○澤田政府委員 まことに御趣旨のとおりでございまして、事柄が非常に重要な問題でございますから、あらゆる段階を通じて最大の配慮をし、無理のない結論を得て、御懸念のようなトラブルのないような処置を全力を尽くすというのが私どもの任務であろうかと考えております。

○玉置委員 次に、株式保有制限に関するお伺いしておきたいと思います。
御承知のとおり、現産業が多いのですが、自分のところのある部門を逆に今度はどんどん分離するようなときがたくさんございます。こういう場合に、いまの株式保有制限だけではちょっと無理があるんじゃないだろうか、つまり、二年間にどうしろという形では少し現実にそぐわないのではないかというような感じがするのです。もう一つは更生会社の場合、これも若干無理だと思いますが、その場合はどのようにしたらいいか。立法当局と公取委員会から見解をお述べいただきたいたいと思います。

○大橋政府委員 二つの点の御指摘であったと存じます。一つは、一〇〇%の子会社をつくります場合に、不況産業等でやむを得ず分離した場合に、これを二年という制限を課しているのは少し不足しているのではないかということ、もう一つは、更生会社についての株式保有について、これもやむを得ないものがあるのでないかといふことです。こういう二つの御指摘だったと思ひます。まず、一につきましては、九条の二のただし書きの第五号に、「自己が現に行う業務の一の部を分離して設立する国内の会社の発行済の株式の全

部をその設立後直ちに取得し、又は所有する場合。ただし、当該会社の設立の日から二年以内において所有する場合に限る」というふうに切つてあるわけですが、これにつきましては、株式を一〇〇%所有しております子会社でありましても、設立後時間が経過すればその業務の拡大等がございまして分離当時の一体性が薄れてしまうであろうということにかんがみまして、例外扱いの期間を二年としたものでございますけれど

も、このような規定の趣旨から考えまして、御質問のような事情によりまして設立いたしました分離子会社の株式を二年を超えて所有することがないようにやむを得ないと考えられます場合には例外規定に第九号というものがございます。これは、「やむを得ない事情により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合」でございますが、その規定によります公正取引委員会の承認を受けることでもあります。公正取引委員会の承認を受けることでもあります。これは、「やむを得ない事情により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合」でございますが、その規定によります公正取引委員会の承認を受けることでもあります。

○水口政府委員 改正法九条の二の五号、八号、九号の立法趣旨は、いずれもただいま御説明のありましたとおりでございます。そこで、結局は九号の規定によりまして公正取引委員会が承認をするかどうかということになるわけでございます。九号はいわばその他の規定でございますから、乱に流れることになつては困るわけでございますが、先づ規定によりまして公正取引委員会が承認をするか

販売組織等、いろいろな面を精細に考えますといふふうに考えておりまして、公取の当局からといふふうに考えて、たとえば原料の購入先あるいは購入量の多い少ない、あるいは合理化の度合い、生産技術や

部をその設立後直ちに取得し、又は所有する場合において所有する場合に限る」というふうに切つてあるわけですが、これにつきましては、株式を一〇〇%所有しております子会社でありましても、設立後時間が経過すればその業務の拡大等がございまして分離当時の一体性が薄れてしまうであろうということにかんがみまして、例外扱いの期間を二年としたものでございますけれど

は、現在金融会社についてございました代物弁済の規定の趣旨を生かしてつくった規定でございましてからここには書いてございませんけれども、更

すからここには書いてございませんけれども、更に規定によりまして公正取引委員会の承認を受けたとおりでございます。そこで、結局は九号の規定によりまして公正取引委員会が承認をするかどうかということになるわけでございます。九号はいわばその他の規定でございますから、乱に流れることになつては困るわけでございますが、先づ規定によりまして公正取引委員会が承認をするか

販売組織等、いろいろな面を精細に考えますといふふうに考えておりまして、公取の当局からといふふうに考えて、たとえば原料の購入先あるいは購入量の多い少ない、あるいは合理化の度合い、生産技術や

販売組織等、いろいろな面を精細に考えますといふふうに考えておりまして、公取の当局からといふふうに考えて、たとえば原料の購入先あるいは購入量の多い少ない、あるいは合理化の度合い、生産技術や

販売組織等、いろいろな面を精細に考えますといふふうに考えておりまして、公取の当局からといふふうに考えて、たとえば原料の購入先あるいは購入量の多い少ない、あるいは合理化の度合い、生産技術や

販売組織等、いろいろな面を精細に考えますといふふうに考えておりまして、公取の当局からといふふうに考えて、たとえば原料の購入先あるいは購入量の多い少ない、あるいは合理化の度合い、生産技術や

販売組織等、いろいろな面を精細に考えますといふふうに考えておりまして、公取の当局からといふふうに考えて、たとえば原料の購入先あるいは購入量の多い少ない、あるいは合理化の度合い、生産技術や

それから、次に更生会社の株式につきましては、例外規定の八号に、「担保権の行使又は代物弁済の受領により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合」でございます。この中に、これは「取得の日から一年」ということになつていて十五条の規定によりまして代物弁済による取得とみなされる株式につきましては、更生手続終結の決定がされた日から一年以内というふうに例外を定めているわけでございます。

ところで、更生会社の株式を取得する場合につきましては、こういう形で代物弁済による取得とみなされるもの以外に最初から第三者割当の増資をする場合、あるいは代物弁済の形で一たん株主が取得した後更生会社を支えるべき株主が転売をされまして取得する場合といふようにいろいろありますから、さして価格には大きな変動がありますから、それでも大体値段が同じように一齊に上がるものと思わなければなりません。鉄鋼一つとってもみましても、このごろの近代的な工場はおおむね同じような様式、同じような形で動いておるわけでありますから、さして価格には大きな変動があり得ない。

こういう場合、どこかが値上げします条件はほぼ同じような条件が多いのじやないかと見ざるを得ないと思うのですが、こういうものに対してどういうふうに承知をいたしておりますが、こういうものにつきましては、もともとの八号の規定

これの値上げについてはどのように対処されようとしておりますか、公取委員長と公取当局の御意見を聞きたいと思います。

○澤田政府委員 基礎資材等の生産につきましては、株式を一〇〇%所有しております子会社でありましても、設立後時間が経過すればその業務の拡大等がございまして分離当時の一体性が薄れてしまうであろうということにかんがみまして、例外扱いの期間を二年としたものでございますけれど

おいて所有する場合に限る」というふうに切つてあるわけですが、これにつきましては、株式を一〇〇%所有しております子会社でありましても、設立後時間が経過すればその業務の拡大等がございまして分離当時の一体性が薄れてしまうであろうということにかんがみまして、例外扱いの期間を二年としたものでございますけれど

いろいろな要素を考えて、そしてしかも価格の決定等についてもそういう配慮を加える心持ちというものが大事ではないか、こういう趣旨をつけ加えたかつた次第でございます。

○玉置委員 そこで、もう一つ、同調的値上げの場合にも同じでありますけれども、一つ心配の形で出でる議論として、立入検査等々、企業の秘密に関することに自由自在に入り得るような措置を設けるんじゃないかということについての反論と、あわせて守秘義務との関係についてお答えをいただきたいと思います。

○水口政府委員 お答えいたします。
まず、立ち入り調査等の件でございますが、カルテルのような独禁法違反事件につきましては四十六条で立ち入り調査権等も認められておりますが、十八条の二の規定はそういういた強制権限は認められておりません。なお、そういうことのほかにも四十条とか四十六条とかいったような強い権限はあるべく必要やむを得ざる場合に限定したい

そういうふうに考えております。
それから、企業秘密の点でございますが、これは御承知のように、公務員には国家公務員法で守秘義務が課せられておりますが、公正取引委員会の場合にはいろいろとそういう秘密に接することが多くございますので、特に独禁法の中でそれを加重した守秘義務の規定がございますので、從来

○玉置委員 この際、先般新聞で報じられましたが、アメリカから申し出のありましたところの、お互いにその国に存在する子会社につきましてのカルテル等々の疑いがある場合に連携をとつて相互に調査をし得るような方法を講じたいという申し出につきまして、公取委員長から一つの見解を示されておりましたが、若干その他の役所と違うような感覚も持ちましたけれども、どのようにお見えになつておりますか、お答えをいただきたいと思ひます。

いろいろな重要な問題が起つたこともございまして、各国とも相協力してそういう問題に対処したいという機運が出ておりましたことはもう御承知のとおりでございました。アメリカから——アメリカは西独との間に二国間協定でそういう問題についての協力関係を結んでおるのであります。そういうことを日本との間にも結びたいという正式な申し出がございました。それで、現在、外務省、通産省等関係当局とこれをどう取り扱うか協議検討中でございます。

○玉置委員 検討中ということです。この間の新聞報道では公取委員長としては望ましいことだというような前向きの姿勢であったたうに思いますが、そういう姿勢で検討中であるかどうかをお伺いしたいと思います。

○澤田政府委員 前向きの姿勢で検討いたしております次第でございます。

○玉置委員 御承知のとおり、いまは全般的に不況でありますしょうけれども、構造的な不況と重なった不況産業がかなり続出しておることはすでに御承知のとおりであります。つまり、わが國だけのいまの産業の不況だけではなくて、それが南北方諸国等々の追い上げによりまして将来とも不況が続き、それがもうとも救えないような状態に構造的になつているような面がかなりござります。

これにつきまして、設備の過剰廃棄等々というようなことをやらざるを得ないような羽目に陥つておるわけですが、そういうものについて、カルテルもしくはその設備の廃棄等々についての取り扱いについてどのような見解をお持ちになつておられるか、改めてこの際お聞かせをいただきたいと思ひます。

○澤田政府委員 不況が長期に相なりましたので、各業界では非常に混乱に直面しておるものが多くございません。

御承知のように、私の方にも不況カルテルの申請がこのところ相次いでおるような次第でございまして、独禁行政の基本的な理念はそのときどき

によって大きく変わるものではございませんけれども、こういう状況におきましては、実情の把握に一段と努めまして、その実態に即した処理をしてまいりたいと思います。

御指摘のように、單なる不況だけではなくて、大きい構造問題を含んでる業界が少なくございません。特に、過剰設備の廃棄をしようというような問題は深刻な問題でございますので、よく関係者の意見も聞き、関係主務官庁とも相談をいたしまして、実態に即した処置をとつてまいりたいと考えております。

○玉置委員 そこで、この法律そのものについては、國民が一番希望されておりましたのは、狂乱物価のときの余りにもえげつない企業のやり方につきまして國民の憤激を買ひ、速やかにこの法案を整備するようになってること、これが非常な國民的要望だたと私は思います。その意味で、この国会におきましてこれが一日も早く成立することをこいねがつておるのを國民の皆さんではないかと思いますが、逆に、また、不安その他をお持ちになつておられる方々もおいでになるわけであります。したがつて、こういう審議を通じましてそれぞの条文の解説がなされていくて、國民全部がお互に気持ちよく、これが日本の經濟の民主化並びに日本の經濟の今後進む方向であるといふように規範意識を高めていただくことが大切だと思います。

私たちは、従来の法律とおり、里芋の栽培を止めまして、若干の後退その他につきまして修正を迫つておるのが現状であります。これについて公取委員長並びに総務長官の方ではどのようにそれをお考えになつておるか、伺いたい。

つまり、私の言わんとすることは、与野党が一致する調和点を早く見出すことによりまして、国民の皆さんにも、この法律が本当に希求しておるところは産業の民主化であり、そして将来の日本の産業の形成のガイドラインであるというような考え方であることを知つていただき、本当にこれが受け入れられるような形で審議が尽くされていく

そういうことが非常に大事だと思うのであります。その点で、与野党の意見が一致するためには、立法当局としてもこれを受け入れられるだけの雅量を持ちながらやらなければ進みにくく私は思うのですが、これについて総務長官はどうにお考えになつておるか、また、公取委員長としては、これが国民全般に気持ちよく理解され、理解され、そして受け入れられていくことをどのようにお考えになつておるか、この二点について総務長官並びに公取委員長からそれぞれお聞かせをいただきたいと思います。

○藤田国務大臣　いまの玉置委員のお説のとおりでございまして、このような法律は各党の御賛成を得て成立すべきものであると考えて、政府の原案として提出をしたわけでございます。

これは政府といたしましては、ぜひ与野党の御賛成を得て原案で成立をさせていただきたいと思ひますけれども、この論議を通じまして与野党の間でまた新しいよいことがあればこれを御修正なさり、これは政府としては当然それに従うべきことでございますから、私たちの方としては第一には政府の原案をお願いいたしますけれども、論戦を通じて何らかの修正があれば、これまたやむを得ないこととして受けとめるというふうなつもりでおります。そして、その前提は、あくまでも与野党が合意をされたるもの、与野党で合意できる案ということが前提でございます。

それから、第二点の、こういうふうな法案がある一部の方々によけいな御心配を与えておるということですが、こういう誤解をこの論戦を通じてなくしていくという意義も大いにござりますし、そして、また、独裁法というものは何かわからぬむずかしい法律だけれども何となく通した方がいいのだというふうな御理解も一般国民大衆の中にはあろうかと思いますが、この辺もよく周知徹底と申しますか、論戦を通じて一般庶民の方々にも御理解いただければ大変幸いだ、かように思う次第でございます。

○澤田政府委員　ただいま二つの法案が提案され

御審議なさつておる次第でございますが、私はかねがねいわゆる五党修正案を基本として御検討願えればという希望を申しておりましたが、今回の政府案は努力の結果非常にそれに近づいたもの、この間のいろいろ調整可能なもの、こういうふうに僭越でございますが考るわけでございましたして、何とぞ十分御審議の上、一致した案が通過いたしますことを心からいねがつておる次第でござります。

同時に、この御審議の機会を通じて、いま総務長官からお話をございましたように、この法律が国民によく理解されますよう努力を続けますとともに、これが成立いたしましたら、当然の公正取引委員会の任務といたしまして、一般国民各界各方面の一層の理解を得るように万全の努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○玉置委員 公取委員長にさらに重ねてお願ひしておるわけですが、独立官房でありますから、毅然たる態度でやらなければ国民の期待に反すると思うのです。

と同時に、その運用に当たりましては、文章に書いたのじやなしに、法文じやなしに、自らの知識を十分に獲得するため国民各階層の意見を承る必要があるのじやないだろかという感じがいたしますが、どのようにお感じになりますか。○澤田政府委員 まことに御趣旨のとおりでございまして、職権行使の独立性につきましては、申すまでもなく法律二十八条の精神を厳守いたしまして対処いたすことはもちろんでございますが、同時に、重要な法律でございますので、各界各方面の理解を得るために最善の努力をいたしておりますが、これが今後成立いたしました場合にはどのよう見解で対処されるか、今後の通産当局の一つの考え方として、経済政策に何らかの変更をお加えになるのかどうか、この点についておりましたが、これが今後成立いたしました場合にはどのよう見解で対処されるか、今後の通産当局の一つの考え方として、経済政策に何らかの変更をお加えになるのかどうか、この点についてまして所見があればお聞かせをいただきたいと思

います。

○濃野政府委員 減速經濟の経済体制を迎えるまでは、これから長期的に見ました産業構造問題、あるいは独占禁止法の改正に絡みまして大変重要な問題になつてまいりました産業組織の問題、これは当面する最大の問題である。私どもは思つております。

私どもは、そういう産業政策の面から、産業組織政策あるいはその中の寡占という問題につきましても当然取り組まなければならない責任を持つております。

私はいままでの審議を全面的に見ておるわけでもございませんし、その際、競争政策の推進ということで、今回の独占法の改正の趣旨を踏まえまして産業政策のこれから実施、立案に当たつていただきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○玉置委員 これで終わります。

○中島(源) 委員長代理 大原一三君。

○大原(一) 委員 私はいままでの審議を全面的にトレースしていらないものですから、いろいろと各委員の御質問と重複する部分がたくさんあると思ふけれども、御了承いただいて、時間が余りないので、簡単にお答えいただきたいと思うのですが、

まず、第一番目に、今回の改正案の中には、いわゆる企業分割規定と、さらに課徴金という大きな目玉商品が入つておるわけですが、私は、この法案については九十点という評価をいたしましたけれども、御了承いただいて、時間が余りないので、簡単にお答えいただきたいと思うのですが、

たゞ、いろいろ熱心な論議の過程におきまして、また与野党の間で合意を得られて修正されると、いう場合は、これは政府としてはやむを得ないことでございますので、それはそれといたしまして政府としては従わざるを得ない、かようにも考えております。

○大原(一) 委員 それでは各論に入らせていただきますが、私は、どちらかといいますと、企業分割と課徴金の二つをはかりにかけた場合、実際問題として現在の企業分割の規定は、これはまあ伝家の宝刀で床の間に飾つておく程度の規定であります。現に細かく読んでまいりますと、これを発動するまでに、私の計算でござりますが十一の閑門をくぐらなければならない。さらには最後の「公取」の項目を計算に入れますと、八つございますから十九の閑門をくぐつていかなければならないということございまして、各委員

に似たものであろうと思います。

そこで、この過料でございますが、これは秩序違反に対する一種の行政処分で刑事罰金とは異なる趣旨のものでございますが、その額がかなり多くございます。「十万マルクまたは違反行為により取得した利得の三倍額のいすれか大きい額以下」である、こういうことになつておりますので、実際の事例を見ましても、過去においてかなりの額のこの過料を徴収したという事例が見られるようでございます。

○大原(一) 委員 これは本当に大変な規定だと私は思います。まあドイツに比べれば大変軽度と言つたら大変恐縮であります。ドイツの案はいまお聞きしますと大変ドラスティックな——十万マーラクと言つたら幾らですか、一億二千万円という

ような高額な課徴金を課せられるという仕組みになつてゐるようであります。

ところで、ちなみに、現在出されています原案の課徴金の程度で、仮に昨年行われたいわゆる違反のカルテルについてペナルティーを課せられたらどれくらいの課徴金を全体でなつておるか、

○水口政府委員 その前に、十万マルクは、これは円に換算いたしますと千二百万円でございますが、この非常に多かった事例にかんがみて、その辺のところでのこの課徴金を適用いたしましたら——こればかりは数字がないかもしませんが、ありましたらお教え願いたいと思うのです。

か、その後にあります「違反行為により取得した
利得の三倍額」という、こちらの方が場合によつ
ては非常に大きくなるわけでございます。そのど
ちらか大きい方以下を取るということをごさいま
すから、かなり大きい場合があるわけであります。
実際の例を見ましても、たとえばある企業につき
まして六億七千万円でござりますか、こういつた
過料を取つたといふようなこともありますから、どうでござ
います。あるいはそれ以外にも十四億幾らとい
うふうな額を取つたこともあるようでございま
す。

そこで、日本の場合でございますが、日本の場合は、御承知のようにカルテルをやりました実行期間、その間の売上高掛ける——まあ、製造業でありますと四%掛ける二分の一、こういうふうな計算をしてはじき出すわけでございますが、まだわれわれの方で精密な計算はいたしておりませんが、実行期間が長くなったり売上高が大きくなったりすれば、西ドイツには及ばないと思いますが、場合によつてはかなりの額になることもありますので、手元では御計算をなさつているんだろうと思うのですが、場合によつてはかかるかというふうに考えております。

です。それくらいの用意がなくては公取委員会としては責任のある御答弁はできないのではないかと思うのであります。まあ、あえて追及いたしませんが、またいずれ機会を得てそういう計算式も、特に石油ショック後の非常な違反カルテルビルダーのときの醜態等もお教え願いたいと私は思います。

ところで、これもちょっと技術的な問題になりますけれども、この違反カルテルに関連して、事業者団体の構成事業者に対して事業者団体が違反をすると――これは二項の場合、二番目の問題でございます。私は要綱案で御質問しておりますが、事業者団体のアレンジメントによってカルテル

ルを継はれたのに事業者団体はペナルティーがなくて、その構成員にいきなりそのペナルティーがいくというのは法理論上どういう構成になつておるのでござりますか。若干飛躍があるのでないかと思うのですが……。

は考えておらないわけでございます。
したがいまして、事業者団体の競争制限行為が
ございました場合には、違反行為をやりましたのは
確かに事業者団体ではございますが、利益を得
たものはだれかということになりますと、やはり
それはその違反行為による指示というものを実行
するところの事業者団体がござるわけですね。

いたしました構成事業者というごとになるわけですが、ございまして、そういう考え方方に立ちまして経済上の利得を構成事業者から取る、こういう制度にこなつてござります。

○大原(一)委員 これはいろいろの今までの公正取引委員会の指示なり命令なりだけなら話はわかるのでございますが、今度は課徴金というもので経済的実質的負担を強いるわけでございまして、そういう意味で、この前の学者の意見を私は見てみたのでございますが、真ん中に規定が何か一つ抜けておるのでないかという議論ですね。

が適用になつたことはございません。

いろいろ寡占状況が進むという中で、単にいま申しました違法なカルテルであるとか私的独占があつた場合にのみ措置することができるということです十分であるかどうかという点を考慮いたしまし

で今回の独占的措置に関する規定を新設したわけ
でございます。

りましたか。あれは算式でございまして、あの法律は読んでいけば答えが出るようなことになつておるわけでありますけれども、この法律は読んでいつてもさっぱり答えが出ない、どちらともれる法律であります。

そこで、私は二、三の問題で承りたいのであります、まず五百億円というもの、これは恐らく四十九年の時点での御判断なさつたのだろうと思ひますが、今後これは著しい物価の変動、出荷の状

況等があつた場合には改定することになつておりますが、そこで、その「著しい変動」というのは一体どの程度をおっしゃりたいのか。そしてまたもう一つ承りたいのは、五百億はいつの時点を基準にしてお決めになつたのか。その時点から恐らく二、三年たっていると思いますが、この五百億を最初の案から現在まで変更していくつしやらないのはなぜか。この二点を承りたいと思います。

かということになりますと、経緯を考えますと、確かに、先生がおっしゃいますように、二年前の政府法案から五百億円という数字は入っているわけでございますから二年前だったということになりますけれども、この法律が成立いたしましたときに五百億円という数字は確定するわけでございまして、そういう意味におきまし

て、その後の変化を織り込んで政令で改定できる
というふうに考えております。
それから、二年たつてどうして今度五百億円と
いう数字に変わりがないのかということでおざい
ますが、御承知のとおり、現在生産も伸び悩んで
おりますし、工業製品等につきましては価格もそ
う上がっておらないということで、試算をいたし
ましてもその意味のある変化が出てこないとい
うのが実情でござります。

それから、「著しい変動」ということでござい
ますが、五百億円が、仮にそれでは計算をよくし
てみますと五百十億円になつたときに著しいと見
るかということになりますと、これはやはり見れ
ないのでないだらうか、少なくとも百億円台の
変化が起る場合と、いうふうに考えておるわけで
ございます。

○大原(一)委員 大橋審議官のいまの御答弁でい
いのだとと思うのですけれども、いまの御意見が今
後ずっと運用の基準となつて動いていくという保
証は何もないのですね。ですから、政令でお決め
になる場合に「著しい変動」という、その程度
をお決める意思はないのか。どの程度著しい
変動があつたら変更しますとか……。

恐らく、これを動かすときにはまた大変な議論
を呼ぶと思うのです。人事院勧告は5%を超えた
場合は、何もないのですね。ですが、これにはそ
ういう基準も何もないです。

恐らく、これを動かすときにはまた大変な議論
を呼ぶと思うのです。人事院勧告は5%を超えた
場合は、何もないのですね。ですが、これにはそ
ういう基準も何もないです。

この「著しい」というものについて政令でどう
いうものを書くということはございませんけれど
も、一回目の政令で改定したときに「著しい」と
いう判断の程度が確定てくる、こういうふうに
考へておるわけでございます。

○大原(一)委員 時間がありませんが、もう一つ

の問題は、一方で五百億円という金額基準でチ
ックされておるわけですね。ところで、次のチ
ックの条件としては数量でチェックしていらっし
やるのですね。

数量で把握できない場合は価額によるというこ
とが書いてあるわけですが、これはどうしたこと
はあとで御質問いたしますが、いま九業種とお
しゃるけれども、通産省の業種の計算その他によ
つては三十一ないし三十三という答えも出でお
る。これはいろいろな業種のとり方によるでこぼ
こだらうと願いますけれども、たとえば五百億以
上で四百何品目について公正取引委員会はお調べ
になつたようありますけれども、五百五十億から五百
億までの企業はいま一体どれくらいあるのか、こ
れも知りたいところでありますが、なかなかこれ
は大変だと思うのですよ。

現在やつております生産集中度調査とも関連する

二千六百の工業統計表から全部洗つてこいと言

つたってなかなかむずかしい問題だと思います
が、そういう点で、政令でどういう決め方をされ
るのか、その都度何百億と書くだけなのか、ある
いは計算方式までお考えになつておるのか、「著し
い変動」の程度までお書きになるつもりか、お伺
いしたいと思います。

○大橋政府委員 この政令で定めをするものは、
五百億円の数字が六百億円になるとか七百億円に
なるとか、その数字を一つ書くだけでございまし
て、「著しい」という程度は、第一回に政令が出
ますと大体それが前例として確立していくとい
う形のものではなかろうかというふうに考えてお
ります。

この「著しい」というものについて政令でどう
いうものを書くということはございませんけれど
も、一回目の政令で改定したときに「著しい」と
いう判断の程度が確定てくる、こういうふうに
考へておるわけでございます。

○大原(一)委員

時間がありませんが、もう一つ

の問題は、一方で五百億円という金額基準でチ
ックされておるわけですね。ところで、次のチ
ックの条件としては数量でチェックしていらっし
やるのですね。

数量で把握できない場合は価額によるというこ
とが書いてあるわけですが、これはどうしたこと
はあとで御質問いたしますが、いま九業種とお
しゃるけれども、通産省の業種の計算その他によ
つては三十一ないし三十三という答えも出でお
る。これはいろいろな業種のとり方によるでこぼ
こだらうと願いますけれども、たとえば五百億以
上で四百何品目について公正取引委員会はお調べ
になつたようありますけれども、五百五十億から五百
億までの企業はいま一体どれくらいあるのか、こ
れも知りたいところでありますが、なかなかこれ
は大変だと思うのですよ。

かもしませんけれども、いろいろな品目のシエ
アを計算いたします場合に、物によつては数量で

計算をした方が便利であり、物によつては価額で

計算をした方が便利だという実務上の要請がある
わけでございます。

それで、なぜ数量でやるんだということでおざい
ます。

しかし、今回の「独占状態」は一定の事業分野を

もとに物を考へるわけでございまして、この事業

分野が非常にむずかしい。それで、その事業分野

の中にはいろいろな商品が一緒になつて含まれる

場合が多いわけでございますが、そういういろ

いろな商品が含まれている場合には数量一本で出

すことは乱暴でござりますから価額によって計算を

する。したがつて、この独占的状態の方に関しま
しては、われわれ推定いたしましては、価額によ
つて計算をするという方がかなり多くなつてくる

んじゃないかなうかというふうに考へております。

○大原(一)委員 たとえば数量が50%を超える

などございましょうか。金額でチェックするな

ら金額で、やはり一方でチェックされた方がいい

のではないか、これは首尾一貫しないのではない

のではないか、これはどういふうに考へております。

○大原(一)委員 これは役務の種類によつて数量

ではかれりものがかなりあることは事実だと思います

が、これは何ですか。

○大原(一)委員 これは役務の種類によつて数量

ではかれりものがかなりあることは事実だと思います

が、これは何ですか。

○大原(一)委員 これは金額でやつてあるようですね。公取の

方は数量でやつていらっしゃるようあります

が、これは金額でやつてあるようですね。公取の

方は数量でやつていらっしゃるようあります

する規定の中ではいろいろな要件が書いてございますが、その中のいわば形式的な要件、国内供給額は五百億円以上、それからシェアが一社五〇%、二社七五%以上、この二つの要件に該当する業種を選び出されたのがこの九業種でございます。そこで通産省の方では三十一業種を言つておいでのようでございますが、これをよく見比べてみると、どこから大きな違いが出てくるかということは、いま先生がおっしゃいました数量とかあるいは価格の点じゃございませんで、事業分野のとり方でございます。

きょうお手元に配付しました公取の試案をごらんいただきますとわかりますが、「独占的状態」の方の「事業分野」というのは、実際に当てはめようと思ふと非常にむずかしいわけでござります。その表をごらんいただきますとわかりますが、一つの事業分野に一般的に言えばかなり品目が入る、これを一つの事業分野として計算をしようとすると公取引委員会よりもや細かく品目をおとりのためにそういった差が出てきたのであります。こういうふうに考えております。

○大原(一)委員 細かく検討しないとわからない点がたくさんあるのですが、たとえばコーヒーとかも公取では拾っておられないですね。コーヒーはどこに入ってきたのですか。

○水口政府委員 通産省の方の表ではコーヒーと一本で上がつておるようでございまして、その範囲がよくわかりませんが、われわれの方ではコーヒー製造業の中でインスタントコーヒーとレギュラーコーヒーと、この二つを合わせて判断すべきであるというふうなことを考えておりまして、その二つを合わせてコーヒー製造業として計算をいたしてみますと、市場占拠率要件をくぐるために九業種等には上がっていない、こういうことになるわけでございます。

○大原(一)委員 通産当局伺いますが、このコ

ー

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

項目では「事業者の事業活動の円滑な遂行」ということを配慮の目的として掲げておるわけでありま
すから、この条項の発動があつたからといって株
価が著しく下がるということは冷静な判断のも
ではないわけでございますけれども、株価といふ
ものはいろいろと冷静でない事情も反映して動く
わけでござりますから、そういうことについてま
で補償をするということは予定はしておりませ
ん。

○大原(一)委員 先ほども議論が出ていました
が、法務省当局の御答弁は、いわゆる株主総会と
の関係はどうなんだという議論は、私の個人的見
解から言えればナンセンスだと思うのですね。これ
はもうそれ違いでいいと思うのです。公正競争を
実現するために株価がどうなるかなんという議論
は枝葉末節の議論でございまして、これが発動さ
れたら、そのインパクトは原子爆弾クラスだと思
うのですよ。企業は、足腰立たぬようになる企業
も場合によつたら出てくるかもしれない。何回も
何回も株主総会をやってこれが運らなかつたとい
うことになりますと、その社会的責任といいます
か、それもただ單なる社会的責任じゃなくて、恐
らく、営業の面やいろいろな面で企業にとつては
マイナス効果が出てくるであらうと思います。

そういう意味でこれは大変な措置だと私は思
いますが、床の間の飾り品でもいいからとにかくこ
れだけのものを入れられたということについ
ては、これはやはり私が先ほど申しましたように評
価を申し上げたいと思うのであります、これは
読んでいきましてもなかなかわかりにくいです
よ。「著しい」という言葉が七つ出ていますね。
これは英語で言つたら何と言うのか知らぬけれど
も、「著しい」「著しい」という、こういう条文と
いうのは、これは税法なんかで書いたらえらいこ
とですよ。とにかく大変気を配られた規定であり
まして、私は努力の跡は評価しますが、読んでみ
て大変わかりにくい条文であるということを印象
として申上げたいと思います。

そこで、この「手続」でござりますが、「主務大臣に通知しなければならない。」という、その「通知」というのは「適当な措置」と書いてあります。ですが、この「適当な措置」というのをなぜもつと具体的にお書きにならなかつたのですか。

○大橋政府委員 これは通知の時期を指定する趣旨のものでございますけれども、その時期を、現在の条文の中で一番適当な時期——「適当な」というのが重なりますけれども、どういう時期が区切りがついておるかどうかということを考えますと、四十五条という一つ前の条文でございますが、この四十五条に「公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実」とあり、改正法で申しますと、「又は独占的状態に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて適当な措置をとることができる。」ということがございますので、この条文を、この「適当な措置」を引いたという形になつておるわけでござります。

その「適当な措置」というのは非常にわかりにくいことはわかりにくいのですが、具体的には非常に条文化しにくい事柄ではなかろうかというふうに考えております。

○大原(一)委員 通産当局は、この「通知」については、これはどの程度の通知が欲しいと思っていらっしゃるのですか。それからこれは何回も通知することはないのでしょうか。一回だけだと思知する事はないのでしょうかね。一回だけだと思ひますが、その点と、もう一つは「意見を述べることができます」。とあります。これは何回も意見を申し述べができるのですか。その辺の解釈をお教えを願いたい。

○大橋政府委員 これは立案の考え方をまず申し上げさせていただきますが、「通知」というのは、条文に書いてござりますように、適当な「措置を」とることとしたときは、「その旨」ということでございますから、通知の正式な内容は、具体的に申しますと、この際審査を開始することとした、という通知でございます。ただ、その通知を受けました場合、それは「主務大臣は、公正取引委員会に対し、独占的状態の有無及び」「競争を回復

するに足りると認められる他の措置に関し意見を述べることができます。」ということの前提として公正取引委員会に照会いたしました場合には、これは両官庁の話し合いになるわけでございますからそのケースによつて異なると思いますけれども、その状況についての意見交換は行われるということになると思います。

それから、主務大臣が意見を何回も述べられかということになりますと、これは予想しておりますのは、その正式のものは最終的な結論一回ということになるかと思ひますけれども、しかし、新しい事実が出てまいりました場合にその意見を述べるということはあえて否定はされておらない、こういうことでございます。

○邊野政府委員 ただいま大橋審議官から法文の解釈についてお答えがございましたが、先ほどの先生の御質問で、この四十五条の二「通知」の内容として通産省として何を期待をしておるかといふことでございましたが、法文解釈としては、なだいま大橋審議官の御説明にございましたように、法律上は「その旨を」ということになるので、「前条第四項の措置をとることとした」という、いわば審査の手続に移るという事実の通知だと思いますが、私どもいたしましては、その第二項によりまして、産業政策上の觀点からも意見があれば意見を申し述べることになりますので、できれば、いま御説明にございましたように、それが通知の内容になるか、あるいは通知を一つの契機といたしましての事実上の各主務官庁と公正取引委員会とのお話し合いになるかは別といたしまして、やはり「独占的状態に該当する事実があると思料する」に至りました公正取引委員会の御判断の内容については伺いたいというが私どもの考え方でございます。

しますと言うのですか。なぜかという理由も付し
て通知をされるわけですか。

○澤田政府委員 通知の内容でございますが、書面にどの程度書くかというような問題とは別にいたしまして、こういう措置をとることにしたという通知、それについての説明というようなものは当然意を尽くさるべきでありまして、それはその後の話し合いのものになりますから、十分その点は考慮したいと考える次第でございます。

○大原(一)委員 もう時間がございませんので最後に申し上げますが、公取の権限に対しても、現在の規定に対しても、どうもこの規定はない方がいいような感じが私はするわけでございますが、先ほどの通産当局の御意見では通知をされるについては内容までやはり希望されるということでありますと若干意見の違いがあるようですが、私としては、これは調査いたしますということであれば何も通知は要らぬのじゃないかという感じがするが一点でございます。協議は当然必要であろうと思いますが……。

それと、もう一つ、これは意見を申し上げておきますが、「価格の同調的引上げ」に関する報告の徵収等いろいろ書いてございますけれども、率直に言って、私はこれはもう無害無益の規定だと思います。現在四十条にちゃんと書いてあるんですからね。わざわざこんなことをお書きになつて、これは何を書いてあるのかわからない。だから、学者先生方が、こんなことを書くんなら三カ月以内に公表しない今まで知恵をつけるだけの話ですね。そういう意味でこの規定はない方がいいという感じが私もいたしますが、公取委員長、これはどうお考えになりますか。

○澤田政府委員 これは、例の七十五国会で御審議をなさいましたときから非常に議論のあるところでございます。四十条の次に四十条の二という規定を置くかどうかというようなことにつきましても非常に問題になつたところでございます。しかし、新しい案につきましては、一定の形式的の要件が整えば報告を求めることができるという意味

でございまして、四十条について特別の制約を加えるものではないというふうに解釈をいたしておる次第でございます。

○大原(一)委員 終わります。

○野呂委員長 武藤嘉文君。

○武藤(嘉)委員 きょうは私よりもほかのもつといいろいろ勉強しておられる人にやつていただこうと思つておりますが、通産大臣が御出席でないということもあつたのかと思いますが、わが党の方は次回にやりたいという希望者が多くて、おまえもそのうちにやるんならきょうやつておけといふことでございますので、きょうは私が一人だけおこなつていますので、おこなつたのをやつておけといふことを仰せつたっている関係もありまして、いろいろと出たり入ったりしておりますので重複する質問があるかと思いますが、その点はひとつお許しをいただきたいと思います。

理事事を仰せつたては根本的な問題でございますけれども、二年前でございましたか、いわゆる第一回の独禁法改正が非常に強く叫ばれまして大きな議論になりました當時はある程度緊急性もあつて、まず第一点は根本的な問題でございましたが、そのときそのときに応じて改正をしたり修正をしたりする問題ではないことはよくわかつております。ただ、あのときの物価問題は非常に大きな問題となりまして、そして、独禁法というものは物価政策には多少の寄与は当然あるわけでござりますから、そういう面において大きく取り上げられたことは私はよく理解ができますが、最近は全く大変な不況でございまして、正直、企業はその日自分のところがつぶれるかどうかといふくらいに心配をし、倒産件数も非常にたくさん出でておる。しかも、利潤を上げている企業業種というものは非常に少ない。こういう状態の中で、独禁法の見直しをしていくまですが、しかしながら、あの二年あるいは三

年前と比較するならば非常に環境が違つてきておる中でなぜ時間を急いでこの法律の改正をやらなければならぬのか。いろいろの問題を考えた場合には、やはりもう少し時間をかけていただいて

もいいのではないか。

もちろん、わが党でも山中調査会が何回となくやりをいたしたことによく承知をしておりま

すが、しかし、山中調査会の中ではやるだけ果たしてこの独禁法の改正はいいのかどうか。もちろ

んこの委員会でも今度参考人を呼ぶことになつておりますが、もっと幅広くいろいろの関係の多くの方々の意見を十分取り入れ、そしてその上に立つて、それは必ずしも経済関係の方だけじゃなくて、もっと大きく言えば日本の国将来がどうあ

ります。そして、ドルショックから始まつて石油ショック、狂乱物価ということを経まして、今日の日本は世

界的な物資有限の時代に新しい経済的な産業的なバランスをとり直さなければならぬ。そして、ま

た、世界の中で新しい地位を確立していくなければならない

うものをあくまで維持していくという一つの觀点

から、その政治形態を維持するための経済法律と

してはこの独禁法が必要であり、その中で独禁法

をこのよくな形で持つていかなければならぬと

いう議論がなされるべきではなかろうか。ところ

が、残念ながら、私も余り山中調査会に出でていな

かったので言う権限はございませんが、いろいろ

聞いておると、いわゆる法律字句のいろいろな勉

強といいますか、法律の字句をどうすべきかとい

うことであつて、そういう根本的な哲學的な議論

といふのはなされていないと聞いておるわけで

あります。私はその辺において大変遺憾に思つて

おるわけでございます。

〔委員長退席、中島(源)委員長代理着席〕
きょうまで二、三日続いておる議論の中でも、正直そういう議論といふのはいまだかつてなかつたように私は思います。

本当は私は総理にお聞きしたいのでございます

が、また総理でもお見えになればそのときに聞き

たいとは思つておりますけれども、一応提案者で

ある総理府総務長官に、これから日本の方向と

いうものは一体どういう方向であつて、特に経済

としてその中で独禁法といふのはどう位置づけて

いくべきなのか、その辺の信念と申しますか、独

禁法に対する心構えというものをまず承らせてい

ります。

これは御質問ないことまで付言して申し上げ

るようでございますが、いまの日ソの漁業の問題

におきましても、アメリカを除いて世界一と言わ

れるソ連の軍事力——われわれにはそういう軍事

力といふものはない。ないと言つてもいいと思ひ

ますね。自衛隊しかないのですから軍事力はない

と言つてもいい。しかし、われわれには経済力が

ある。この日本の経済力をもつて、そしてまた世

界の公正な判断、批判の中に日ソの漁業といふも

の、あるいは領土問題というものを取り決めてい

ます。そのため、かよな途上にいまあると思うのです。

ですから、それらを考え合わせますと、今後の

日本の経済力といふものは、われわれの持つ外国

に対しましてのすべての力、その力を養うとともに

、公正に对外経済にも世界じゅうにも使用して

いかなければならぬ、影響を及ぼしていかなければならぬ、かようによく考えておる次第であります。

その意味合いにおきまして今回独禁法の改正措置

といふものをお願いしておるわけでございます。

日本は經濟力といふものは、われわれの持つ外國

に對しましてのすべての力、その力を養うとともに

、公正に对外経済にも世界じゅうにも使用して

いかなければならぬ、影響を及ぼしていかなければならぬ、かようによく考えておる次第であります。

しからばいま不正常であるかといふと、こうい

う不況の中にありますし、正常であるとか不正常

であるとかといふ前に、まず不況を克服しなけれ

ばならぬといふふうなところであろうかと思いま

す。

それから、また、別の觀点から言いますと、独

禁法の改正といふふうなものは、景気の好不況に

かかわらず、あるいは政治的なことにかかわらず、これは経済のルールづくりであるし、これを

もつて自由主義経済に公正な活発な競争を起し

ていこう、そして自由主義経済を守つていこう、

こういうふうな基本的なものでござりますから、

いまのよくな世界的な情勢、そしてまたその中に

おける日本の地位、今後の日本の展望といふもの

は非常に厳しいものがあることもよく存じてお

りますが、その中において、武力なき国日本にとつ

はいささか事情が違つており、その必要性は私は

わかりますけれども、ある程度のスピードをある
当時は要求され、早く考ねなければいかぬといふ
ことをあの当時は私も理解できたのでございます
が、いまの現在の時点からいへば、いまここで急
がなればならないという点が私は理解できな
い。これが第一点でござりますが、どうしてもい
まの国会でせひともやらなければならないといふ
点が私はどうも理解ができないものでございます
から、大変恐縮でございますけれども、どうして
もこの国会でやらなければならぬんだという緊
急必要性について、その点をもう少しお示しをい
ただけると大変ありがたいと思うのでございま
す。

なぜ本国会で決着をつけねばならぬのかという御質問もその次にございましたけれども、これは先年の暮れに福田内閣ができましたときに各党の党首間の話し合いがございました。そのときにやはり独占禁止法の話も出ておりまして、それぞれ独占禁止法についてはやろうではないかといふうな話し合いがあつたよう聞いております。これは直接私がその場におつたわけではございませんから確かではございませんが、各党とも党首間ではそういう話があつたように聞いております。そういうことも一つの要因でもあり、そして、また、いつの日にかいまのような二十四年間も改正されざるこの独占禁止法を改正しなければならない

なされましたときに正田先生が参考人で来られまして正田先生に御質問したことがござりますがたとえば公取委員会の機構というものを変えてしまって、企画庁かどこか、ちょうどドイツの経省みたいなものの中に公取委員会を外局として置いて、そして経済政策の中で独禁政策を運営していくというのがいいのじやなかろうかと言つら、まあ、西ドイツのようなあり方であるならば変結構だと思いますというお話を正田さんからうのときございましたが、それは何も日本だつてできないことはないだろう——もちろんそれは産省の機構の改革から、すべて行政の大きな改革が必要かと思うのでござりますけれども、そうちの資金をつながる、ノハノそしは将来の問題で

ま、まの改革まで含めてやるくらいの改正を——まあ、それがいいかどうかは別でございますが、ただ、そういうような議論がなされないままに、いまの仕組みの中、いまの一つの独禁法の中で字句を修正していくという形ではいかがなものであろうかというのが私の考え方でございますが、こんな議論をしておりますときょう私は一時間しか時間を与えられておりませんので時間がなくなってしましますので、ひとつそういう大きな立場での考え方というのも、提案者である総務長官はもちろんですこと内閣全体としても真剣にお考えいただきたいということだけを申し上げまして、次に入らせていただきます。

今度の改正案は、第一次案と多少は違つてお

に一応衆議院を成立しましまして參議院で審案になりましたが、その前におきましても、自由民主党内部におきましていろいろ十分に御論議、御審議があつたことは承知いたしております。今回このこの政府提案の前に自由民主党の案をいただいたわざでござりますが、本当にごくわずかな部分だけを字句の訂正を行いまして、それを政府案として提出をしたわけでございます。この自由民主党ができます前に、いわゆる山中調査会というものが非常に御勉強に相なつて百時間を超える審議をしていただいた、その上に審査、政調あるいは給務会を通じて自由民主党としては正式に政府の方に御協議に相なつた、政府もそれを受け取りまして慎重に検討した結果出した、こういうわけでございまして、確かに急いで駆け足で飛び込もうというふうなことではないと私は思うのでござります。

○武藤(憲)委員 先ほどおっしゃいましたように、これから新しい日本の経済の方向というものはあくまでも自由主義経済体制を維持していくなければならないということはよくわかるわけですが、さうしたときに企業の活力を失うような方向に行くならば、これは逆の方向に行くわけでございます。特に、これから経済政策というものは必ずしもこういう競争政策だけでなく、たとえば貿易問題あるいは資源問題等あらゆる分野のものと絡みますし、内容に関しましてもそれほど時間がかけて各党において研究されたものでございませんし、今国会ではぜひとも決着をお願いいたしたい、かようにお願いをしておるような次第でございます。

（讀誦をしながら）しかしそれも将来の問題だ
しかし第一段階としてはこういう形だというよ
な形で独禁法の改正というものが出てくるなら
私はまだわかるのでございますが、独禁法の改
正というのが絶対だということになつてくると
こういう基本的な法律であるだけにそめ妥協に
つもいつも直すというようなことはやるべきで
ないと私は思うのです。

独禁法の改正というのは一回やつたら相当の
間——確かに昭和二十八年以降続いてきたので
から、これから時代に合つたような独禁法の
正をしなければならないということは、先ほどど
し上げましたように私のもその必要性を十分認め
いるわけでありますが、ただ、それをやるなら
将来を見越して、これから十年なら十年ぐらい
改正をしなくともいいくらいのしっかりした考
方で改正をしなければいけないのではなかろう
と思うのですが、そういう点においては、正直

う
ますけれども第一次案に似てゐる。それで、第二次案といふのは、いわゆる構造規制が全くなくなつてしまつておつたわけであります。そういう第一次、第二次、第三次と出てきた経緯の中で、私は大変親しくしておる公正取引委員長にこういうことを言ふのは恐縮でござりますが、第二次案のときも、これでも通れば通らないよりはいいとおつしやつたわけでございます。今度は今度でまたこれも通れば結構だというお話をございますが、第二次と第三次は中身が大変違つておるわけでございます。その辺が、たとえば構造規制がないものは絶対に困るのだというふうに第二次のときにおつしやつていただきておればこれもまた別でございますが、第二次のときは構造規制が全くないものでもまあいいとおつしやつていただいた。第三次はまた今度はそれよりはいい、これは第一次案に近いからい、こういうことだと思いますけ

自民党内部でも十分御審議に相なりましたし、各野党の方も、昭和四十九年の公取骨子案というものが出来まして、以来十分に御勉強なさつてきておりますし、そういう意味では与野党を含めて相当な時間をかけて、足かけは四年でございますが、まる三年足らずの間ですが、時間を経過いたしておりますし、十分御勉強、御研究をいただいた結果本国会で決着をつけたいということをござ

合わせて、独禁政策というのはその中で行かなければいけない。

先ほど総務長官もおっしゃいましたように、非常に制約された中で日本経済が活力を求めていくにはどうしたらいいかということになると、正直、独禁法の従来の法律の字句をいろいろと修正するというだけではいけないのであって、もつと言うならば、私はかつて第一回の独禁法の審議が

自民党の中の山中調査会においてもそういう議論が十分なされていなかつたし、この国会の委員会の場でもそういうことが十分議論なされていい。そして、山中調査会の中では違憲論といふとか、機構の問題についての違憲論まで飛び出でるわけでございまして、この過去にずっとおどりた違憲論はともかくといたしまして、今後のあの方として、ひとつ思い切つたそういうような機

論議も、構造規制がないものでもまあいまの現行法よりはいいとおっしゃられたことから考へると、第二次案でもいいのか、それともこういうものが出てくればこれが絶対であつて、第二次といふものはもう全然あればだめなんだということなのか。その辺のこととを、公取委員長のお気持ちをひとつお聞かせいただきたいわけであります。

○澤田政府委員　お尋ねの点につきまして率直に

私の気持ちを申し上げたいと思いますが、独禁法の理念とか、その改正の必要等は先ほど総務長官から申し上げたとおりでございまして、それに関して私が就任以来一貫して申しております基本的な考え方は、七十五国会におきまして衆議院で修正可決されました改正の際は、これが基本となつて御審議願えれば最も望ましいということを申しておつたのであります。その間、七十七国会におきまして御指摘のいわゆる第二次案が提案され正司決されました改正の際は、これが基本となつて御審議願えれば最も望ましいということを申しておつたのであります。その間、七十七国会におきまして御指摘のいわゆる第二次案が提案されましたわけでございます。私はその際も申したのであります。が、日々独禁行政の遂行に当たつております私どももいたしましては、重要な項目とは言いながら、一つ落ちたから全部だめだというのではなく、重要な落ちたものは今後なお私も残念である、重要な落ちたものは今後なお時間をかけて、それがむずかしい問題であればあるほど時間をかけて検討するということにして、とりあえず前向きの部分だけでもお通し願えればベターであると、そういう実務担当者のせつない気持ちから申し上げた次第でございまして、基本的に七十五国会でのいわゆる五党修正案が望ましいという姿勢は少しも変わつていいのであります。

今回与党、政府が非常に御苦心の上御提案なさ

いました案はいわゆる五党修正案に非常に近づい

た案でございますので、これを、その御努力とそ

の案自体を高く評価すると申したのは一貫した気

持ちから出でる次第でございますので、御理解を願いたいと存じます。

○武藤(嘉)委員 第一次案と第三次案、今度の案

も正直いささか違うわけでございまして、根本的

には第二次案と比べれば相当第一次案に近いこ

とはよくわかりますけれども、いろいろと制約

が一制約と言うと悪いのですが、いろいろのも

のが入つておるわけでございますけれども、その

辺は、第一次案と今度の案と比べられてどちらが

いいとお考えでございましょうか。もし御意見を

承れればひとつ承りたいのでございます。

○澤田(政)委員 第一次案も公正取引委員会が政

府の一部として関与しております案であります

し、今回の案は私自身が関与して提案の下働きをしておる案でございます。煮詰めてどちらがいいのだという御質問はなかなかお答え申し上げにくくあります。が、非常に接近したものであります。毎々総務長官も申しておりますように、国会の御審議においてお取り上げ願えるぎりぎりの案としてできたものであるという意味におきまして、新しい案も私は高く評価いたしますのであります。

毎々私が五党修正案の線と申しました、その気

持ちとあわせまして申し上げますと、これはお話

し合いのできる案ではなかろうかと思うのであり

まして、先ほども申したのですが、僭越ではござ

いませんが、この両案を基礎として御審議を願つ

て、御一致できますならば私として非常に期待し

ておる結果となり得るものと考える次第でござい

ます。

○武藤(嘉)委員 次に総務長官伺いますが、今

度の第三次案と申しますか、この政府案が決定す

る段階におきまして、私どもの承知しておるので

は、通産省は第一次案のときより抵抗が少

なかつたように私は思うわけでございますが、通

産省が第一次案のときより抵抗が少なかつたのは

どういうところにあったのか、これが第一点。

それから、もう一つは、いわゆる独占的状態が

あると思考して、調査をする前にひとつ協議をし

てほしいということを通産省が申し入れ、それを

最後まで——いわゆる審判の前の協議を導入して

くれということよりは、どちらかと言えば調査の

前の協議をしてくれということを非常に強く主張

しておつたと聞いておるわけでございます。それ

が最終的にはたしか「通知」になつたと思うので

ございますが、何かひとつその辺の考えについて……。

○武藤(嘉)委員 通産省の方はどうでございま

しょうか。産業政策局長もいますし、政務次官

も——きょうは大臣がいらっしゃらないのに恐縮

でございますが、何かひとつその辺の考えについて……。

そして、通産大臣と総務長官との間で内閣総理

大臣を入れていろいろ御協議もあつたやに承つて

おるわけでござりますけれども、その辺の経緯を

少しつきりと教えていただけますと私どもも政

府全体の考え方方がよくわかるわけでございますか

かであります。だから、また、最後までがんばるかと思つた。それから、まだ、最後までがんばるかと思つた。そこで、まだ、最後までがんばるかと思つた。どうもその辺が私はよくわから

がどういうことを御主張なさって、そしてまた立案当局である総理府がどういうふうにそれを受け答えしたかということは私はちょっとつまびらかにいたしておりません。ですから、第三次案の方が通産省の方が少し弾力性を持たれた——その比較ができませんのでよくわかりませんけれども、後段の御質問に対しましては、調査を発動すると同時に、これは強制調査でございますから、これは非常に重要な段階でございます。そして、ある種の業種によつては、そういう強制調査が発動されただということだけでブランドに傷がつくとか、あるいはそういうことが新聞紙上に載ることだけで御一致できますならば私として非常に期待しております。ですから、この四十条の強制調査というものが発動されるという段階は大変大きな一つの段階であるというふうに思います。その点において、主務官庁である通産省の方でもう少しの段階におきまして、私どもの承知しておるのであります。通産省は第一次案のときより抵抗が少なかつたようだよかという御意見があつたことはそのとおりでございます。

そこでいまのような「通知」と、それから「意見を述べることができる」というふうになつたのであります。これがあくまでも「通知」であり、「意見を述べる」ということでございまして、主務官庁である通産省の方におきまして、私どもの承知しておるのであります。通産省は第一次案のときより抵抗が少なかつたようだよかという御意見があつたことはそのとおりでございます。

それから、もう一つは、いわゆる独占的状態があると思考して、調査をする前にひとつ協議をし、意見を述べるということは、やはりそれなりの大きな意味がある、かようと思つております。

○武藤(嘉)委員 通産省の方はどうでございましょうか。産業政策局長もいますし、政務次官も——きょうは大臣がいらっしゃらないのに恐縮でございますが、何かひとつその辺の考えについて……。

それから、第二に、事務当局としての答弁としては大変過当な答弁かもしれないが、私どもはその立場からできるだけの自分たちの立場は主張をし、議論をするということは当然のことでございます。今回も関係者の間で、特に大臣ベースいたします場合あるいは他省関係でいろいろな法律がございますが、決まりますまでの間は、それ

の御質問の中にございましたように、今後の長期的に見ました産業政策は大変むずかしい問題でございますし、特に減速経済になりまして、いわゆる市場メカニズムの効率性、有効性の発揮ということが企業の活力の停滞等を中心崩れてくると

いうときは、いろいろな、いわゆる競争原理の減退といふものがあるということは一つのおそれとして私どもも考えておりまし、それに対処するためには、いろいろな競争政策の推進ということ也非常に重要なことだらうと考えております。

もちろん、その競争政策の問題のほかに備蓄の問題でござりますとか等々、市場原理では支配できない、市場原理には任せられない部門というものがこれから經濟運営の中にはたくさん出でてくると思いますが、そういうものを踏まえてこれらの産業政策を進める、しかし、その中にやはり競争政策の強化といふことも一つの方向として十分わきまえていかなければいけないことだ、こういふふうに私どもは考えておるわけでございます。

○武藤(憲)委員 もつと突っ込んでいけば、いまおっしゃったような競争の原理を強化するというよ

うなことからいけば、それならば通産省としても

つと強力な独禁法の改正に脚してもいいと思うの

ですけれども、こうしたら競争がうまくいくと

か、あるいは今度のこの独禁法の改正はかえって逆に競争を阻害するものがあるというふうにひよつとしてお考えなのかどうか。いまの御答弁の中でその辺が私はいさか気になりましたのでお聞きをいたします。

○農野政府委員 ただいま御答弁申し上げました

ように、特に今回独禁法の改正の一つの中心をな

しております寡占問題は、これは減速経済を迎えた日本の経済が、いままでいわゆる寡占の弊害といふものが日本の経済の面に出ているとは私どもも考えておりませんが、これから

今回の独禁法に盛られたような措置もやはり一つ

の方向であるかと思います。

ただ、いま先生の御指摘は、單に競争政策と言つてもいろいろな内容があるのでないかとい

うことで、私どももそういうふうに考えておりますし、先ほど申し上げましたように、現在の経済体制、經濟原理を前提にいたしますと、市場のメカニズムを最も有効に活用するということをや

り一つの基本としてこれからも続けなければならぬと思います。しかし、新しくいろいろな問題が出てくると思いまして、先ほどもちょっと申し上げましたように、たとえば經濟的セキュリティの確保ということで備蓄というものを考えたときには、これは市場原理勘任してはできない問題でございましょう。それから、そのほかにたとえば國際貿易の問題等いろいろ考えましても、いわゆる市場原理には任せられない面というものが非常にたくさん出てくると思いまして、そういうときに

あります。

○武藤(憲)委員 そういう答弁だとこちちは困るのですがね。一般論なら一般論で、それをしないし、あるいは言葉が適當でないかもしれません

が、市場原理に入していくような産業政策といふものもあることは必要になつてくるかもしません。それで、これはやはり四十六条で調べた方がよろしか

いということになるわけでございます。

○水口政府委員 お答え申し上げます。法律的にはいま總理府から説明申し上げたところですがね。一般論なら一般論で、それをしないのかどうか、その辺をはつきりしていただきたいのです。

○水口政府委員 お答え申し上げます。法律的にはいま總理府から説明申し上げたところですがね。一般論なら一般論で、それをしないのかどうか、その辺をはつきりしていただきたいのです。

○武藤(憲)委員 いろいろと意見を闘わしたいのでございますが、時間が余りございませんので、今まで問題になつております構造規制の問題について、時間のある限り少し法律に基づいて御質問を申し上げたいと思います。

第一点は、いまお話をございましたように、いまでも問題になつております構造規制の問題について、時間のある限り少し法律に基づいて御質問を申し上げたいと

ます。それで、その把握の仕方はどういうふうにします。それで、その把握の仕方はどういうふうにしますかと申しますと、主として公表されたいろいろな資料、たとえば有価証券報告書であるとかいろいろな統計がございますが、そういうふうに情報を常時把握しておるとともに、市場占率等につきましては従来から公正取引委員会が集中度調査などをやっておりますから、そういうことでも情報を得ております。そういうことをもとにいたしまして、それから場合によりましては事業者から任

じて得ております情報、そういうことを中心に研究をするというのが中心になろうかと思います。ただそれだけではたとえば利益の点だけあるいは物によつてはいろいろと十分でない

そこで、いまお尋ねの「通知」でございますが、調査課の方でいろいろ状況を把握しております

して、これはどうも独占的状態に該当するのではなくらうか、もう少しそく調べる必要があるのでなかろうかと思つときには公正取引委員会でもつてこれを四十六条調査等に移行するかどうか

ということをまず決めるわけでございます。

○大橋政府委員 規定の上では、その間調査をするかしないかについては何ら規定しておりません。ということは、規定の上では調査を進めてもいいことになるわけでございますが、たゞ行政一般の原則といたしまして、事業者といいますか、民間、國民に無用の負担を課するような調査、権限の行使とそういうものはすべきものではないだろかということが一般論でござります。

○武藤(憲)委員 そこで、内部で、經濟部でこれを所管するということは今度はきちんと書いてありますからわかりますが、經濟部で普通の任意調査やなんかをいろいろやつておられる、その間は相手に対しての立入調査じゃない、これはあくまで資料による調査、こういうふうに解釈してもいいのかどうかということが第一点。

それから、資料によって調査をして、いまの話で、これはどうも独占的状態があるのじやなかろうかと思考した場合に内部で決定をする。だから、今度内部で決定をするまでは、その間の調査といふものはいわゆる資料による調査だと思うのですが、もしそれが間違つておれば御指摘ください。

それで、この法律の中にこうなれば独占的状態に該当するといったような規定がいろいろございまますから、目ごろからその調査課におきまして主要な業種につきましてはよく状況を把握しております。それで、その把握の仕方はどういうふうにしますかと申しますと、主として公表されたいろいろな資料、たとえば有価証券報告書であるとかいろいろな統計がございますが、そういうふうに情報を常時把握しておるとともに、市場占率等につきましては従来から公正取引委員会が集中度調査などをやっておりますから、そういうことでも情報を得ております。そういうことをもとにいたしまして、それから場合によりましては事業者から任

じて得ております情報、そういうことを中心に研究をするというのが中心になろうかと思います。ただそれだけではたとえば利益の点だけあるいは物によつてはいろいろと十分でない

ことがあります。それで、その間は、その間もすでに間に調査に入らないのかどうか、その間もすでに間に調査に入っているのかどうか、ちょっとその辺をお聞かせいただきたいと思います。

点もございますから、そういう点を補足するため
に関係事業者から任意に事情をお聞きするとい
ふことはあるうかと思います。その協力を得られな
い場合に四十条の調査権を発動するということとも
法律的にはあるうかと思いますが、われわれの方
といたしましては、実際の運用に当たっては、そ
の統計等を利用することと任意調査を中心にな
つてまいりたいと思います。

それから、後の方のお尋ねの、さて、公取の中

務大臣にせつからく意見を求めておるのでだから、同じ行政官庁の中ではエチケットとしても当然そういうことはないと、このように判断していいと私はきょうは了承しておきます。

といかなければならぬ。

て、そういう意味におきまして、この規定の法律的な性格は構造的な規制というふうに読んでいいと思いますけれども、現実の効果は弊害の発生を防止するという、そういう規定であるというふうに思ひます。

法律的にはあるかと思うのですが、われわれの方々いたしましては、実際の運用に当たっては、その統計等を利用することと任意調査を中心に行つてまいりたいと思います。それから、後の方のお尋ねの、さて、公取の中においてよいよこれは四十六条に移行した方がよろしいという委員会の内部決定がございまして主務大臣に通知をいたしますと、そうすると主務大臣から御意見を申し出てこられると思いますが、その間でございますが、これは公正取引委員会から主務大臣に通知をいたしているわけでございまして、いずれその主務大臣の方から御意見があるだろうということです、これは常識的に申しまして、りかかるということはまずなかろうかと思いま

そこで、もう一つ営業の一部譲渡の問題で、この間八日に公取で見解をお出しになりましたが、それを見ておりますと、実質的には寡占状態が起きて、それが弊害の場合にしかならないことです。言つてみれば、これは新聞でございますから間違つておればあでござりますけれども、こんなふうに見解が出されておるわけでござりますけれども、そうなると、この新聞が正しいとした場合に、現行法の七条の営業の一部譲渡は、これは三条の独占の場合も受けたやれることになつておるわけでございますが、そういう意味合いにおいては、現在の独占状態の中で、特に今度の細かいようなことを一々、いわゆる資本金五百億とか五〇%とかいろいろ書いてござりますけれども、それをこういうふうに明示しなければ大きな場合に弊害が起こると言うことができないのか。見行法はそういうことが書いてなくて、独占的

○大橋政府委員 現行法の規定は私的独占に対する規制でございます。先生が先ほどお読みくださいましたように、「私的独占は、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法を以てするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配する」という行為を中心とした概念でございます。これに対しまして独占的状態の方はそういう行為を前提といたしませんで、いわば通常といいますか、そういう特別の行為を伴わない事業活動によりまして独占的な態が生まれ、弊害をもたらすようになつた場合を指しておるわけでございまして、行為を概念としているかしていないかということで若干違ひがあるわけでござります。

○武藤（毫）委員 私の質問の言い方が悪かったかもしれませんけれども、今度の「独占的状態」というものは、いまおっしゃるとおりで、五百億とかあるいはシェア一社五〇%、二社七五というのでは絶対的な物差しではないのです。非常に任意的に人間がつくる物差しでありまして、それではそれが独占状態であって、四百九十九億は独占状態ではないのかと言えば、そうではないと思うのです。だから、そういうような規定をことさら入れなくとも、私のこの新聞の受け取り方なんですねども、確かにいわゆる構造規制と行為規制の違いはありますが、構造でもって規制をするのじゃないのだ、構造があつて、その構造の結果弊害があるからということは、何らかの行為がそこにある、当然しかるべきじゃなかろうか、大きいだけで弊害というのは出てくるのじゃなくて、大きい

（武蔵野電鉄） えんじやでんてつ がんこくでんてつ あさひでんてつ
ですが、やはりこういう点ははつきりしていかない
いと今後の運営に問題があると思いますので、大
変くどうござりますけれども伺うわけですが
が、「まず、ない」ではちょっとはつきりしないわ
けですから、ないならないとはつきりそこは言え
ないのでしょうか。

状態というのはたしか、読みますと、「事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し」と書いてありますね。そして、「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」ということだけでありますが、これでは不十分だからいろいろと細かく、資本金五百億以上とか、一社五〇%とか、二社で二五%とか、いろいろござります。その四は、寺町大き

すか、要件を書いたかということでございますけれども、これは一般的に、競争が抑圧されていく状態に一つの手段として営業の一部譲渡を設けるというような考え方も確かにあり得るかと思います。あり得るかと思ひますけれども、そういう場合方に立ちますと、企業はそれこそどういう場合に競争印合などいろいろ判断されるのかわからなくな

ものがいろいろな行為をするから弊害が起きてくるのじやなかろうかという、そういう私の受け取り方なんですけれども、そうなつてくれば、いまの第三条を受けた七条の行為規制でやれないことはないのじやないかというのが私の質問の趣旨なんですね。

○瀧田政府委員 これは実際問題と経済的的なものであります。先ほど審議官から、経済部における調査でも、ます既存のいろいろな資料なり任意の協力でやるんだ、そして四十六条の調査権を発動するということはまずないということを申し上げたのも同じような意味合いでございまして、四十六条による強制調査を主務大臣から意見表明がないのにやるというのはまことに常識に反することです。そういう強い意味でのことでござります。

十五章といふ形にしたがふ。この点で特筆すべきことで弊害があるということならば、これは大きいということじやなくて、私的独占というのは一定の分野において競争が排除された場合ということになつておりますが、結局、特に大きいということを書かなくても、実際に競争が排除されるようになければいけないということで現行法は七条の営業の一部譲渡でやれるというふうになっていると思うのですけれども、それをことさらにしておいて、そしてその場合には調査をして最終的には営業の一部譲渡を命令するというようなこと

いということで、これは企業の行動の指針とはくなし得ないような定義規定になつてしまふのではないだろうかという考え方で、ある程度企業が經營の指針とできるような定義規定をつくつたということをございます。

もつとも、シェアとか五百億円というところが經營の指針になるというのは、そのこと自体余りにも十分な規定の理解のもとにに行われているといううには考えておりませんけれども、特に三号の兩件につきましては、これが企業の經營のルールになるということを期待しているわけでございまして

は非常に厳しい規定になつておるわけでございま
す。この「独占的状態」の定義におきましても、
それは三号の要件の本文にありますように価格に
関する行動、これは行為と言つてもいいと思いま
すが、その一つ一つの価格決定の積み重ねでござ
います。そういう相当の期間にわたる価格形成そ
のものは一つの弊害であり、弊害の要件の一つに
なつてはいるわけでございますから、そういう意味で
は行為が基準になつてしていることは疑いないとこ
ろでござりますけれども、私的独占のような、他
を支配するとか排除するとか、他との関係における

る行為と、いうふうにはなっていられないわけでございまして、やはり現在の規定では若干律し得ない、そういうものではないかと思います。

○武藤(事務委員)いろいろと議論をしたいのです
が、こんなことをやつていると時間が足りません
から次へ進みますが、きょうはこの資料で、

いろいろと構造規制などを書いたものをいただきましたが、あの中に具体例で出ていなかつたので

私はちょっとお聞きしたいのですけれども、たとえばサントリーにいたしましても、あるいはピール会社といこしましても、二の二郎グーレと羊酉

を一緒にやっているところが多いのでございますが、一体ビールとウイスキーは同じ分類に入れる

のか。これは全然別の分類なのか。その辺はバタ
ーとかマーガリンとかいうものとはちょっと違つ
て——きょうへど——に資料を読んでおしまつて

も、あれから見るとどうも同じ範疇に入れないと
いけないよう私は思うのですけれども、その

辺、ビールとウイスキーはどうなのが、あるいは
ビール、ウイスキーその他の酒類は一体どうする
のか、ちょっとお聞きたいござまへと思へま

○水口政府委員 お答えいたします。

本日この委員会に提出いたしました資料の中に別表第一というものがございますが、これがいわゆる九葉種と呼ばれている部分でございます。これ

業というの一つの事業分野である、それからウ

イスキー製造業というのも一つの事業分野である、これは公正取引委員会の事務局の試験にすぎませんが、いまの段階でわれわれとしてはうい

うふうに考えております。

いいわけでござりますが、法律にいろいろああいつた規定がございまして、あれは読んでみてもなかなか抽象的でわかりにくい点もあるうえでござい

ますが、その規定を解釈するに当たつていろいろの言葉をどういうふうに解釈するのかということにつきまして、このお配りした資料の前半の部分

いろいろ書いてございますが、こういった基準によりまして、さて実際にこれを酒なら酒に当てはめてみたら一体どうなるのかというと、これはおっしゃるよう非常に判断がむずかしいわけでござります。

商品分類学に関する知識も必要でございますし、法律の知識も必要であるし、お酒なんかわかりやすいものですから、人によつてはウイスキーとブランデーは一緒にいいじゃないかとか、あるいはビールまで一緒にしてもいいじゃないかとか、清酒も一緒にいいじゃないかとかいろいろな説があるわけでございますが、いまここに書いてありますような基準に従つて、公正取引委員会の事務局で試案として判断いたしましたところをいたしましてもこれは試案でございますので、法律が通りますとこれを正式のガイドラインとしてつくり直すことになりますが、その際にはよく関係者の御意見も聞いて、何が一番妥当か納得のいい線を出ししたいと考えておるわけでございます。

○武藏(毫)委員 私はこれをきょう読ませていただいたのですよ。そして、「同種の商品」「一定の商品」というのをずっと読んでいますと、私も酒屋だからある程度実態を知っているつもりなんですが、いわゆる酒類を当てはめていくと当然一緒に入つてしまふのですね。そして、その最後になるとビールとウイスキーとは確かに別表では別にしてあるのですけれども、こつちの定義といふか、解釈からいきますと、このように書いてある文章を見ていると区分するのはおかしいのであって、だからそれは当然一緒に入つてくるのじやないかと思うのですが、その辺はどうなんでしょうかね。

○水口政府委員 これは議論をし出しますとなか切りがないと思うのです。

「類似の商品」ということが書いてございますが、たとえばバターとマーガリンは類似商品であるというふうにいま基準に示してございますが、

よく言われる例として、それじゃウイスキーとランデーはどうかとか、ピアノとオルガンはどとかとか、こうなりますと過去にいろいろ議論がなりましたで、私はこう思うとかいろいろいろ説が分かれましたるわけでございまして、さつき申しましたのうで一応基準を示しませんと話が進行いたしませんのでわれわれの方としてはこういう基準を示してございますが、いずれ正式のガイドラインとする際には関係者の御意見もよく聞いて、納得のいく妥当な線で確定をしたい、こういうふうに考えておられます。

○武藤(嘉)委員 もう一つ、たとえばもしビールとウイスキーと分ける場合、「販売費及び一般管理費」ということが、法案に書いてございましてが、販売費はこれは直接経費だからある程度わからると思うのですが、ところが、管理費なんといふのは、麒麟麦酒にしたて、サンタリーにしたて、みんな同じ会社でやっているわけですから、みんな一緒になってしまっているわけですね。たとえばビールとウイスキーと分ける場合、麒麟麦酒なりサンタリーの管理費をどういうふうにして配分するのか、それをちょっと教えていただきたいのです。

○水口政府委員 お答えします。

その辺は実際のこういった独占的状態に対する措置が発動されまして、実際に計算する場合にはかなりむずかしい点を含むかと思いますが、一応いまわれわれの段階ではわからない場合には、率分計算というふうなことを考えております。

○武藤(嘉)委員 これは実態からいきますと、私の感じでは、ビールの場合とウイスキーの場合非常にウエートが違うと思うのですよ。ただ出荷量で石数だけやるのじゃなくて、その商売の実態で非常に違うわけですよ。

たとえば麒麟が今度シーグラムかなんかやっていますね。そうすると、ビールを売るのは楽なんだけれども、シーグラムを売るのには苦労してい

るわけです。逆に、サントリーはウイスキーを売るのには楽だけれども、ビールを売るのには苦労しているわけです。それが直接経費だけじゃなくて管理費にも影響しているものが非常に多々あるわけです。そういうものを区分していくのに、ただ案分でやつといいとなると非常に問題でありますね。実際にその辺の基準を明確にできるのかどうか私は非常に疑問だと思うのですが、明確にできるならできるで早くやつていたらかなないと、法律が通つてからなんて言つていると、正面、われわれ法律を審議しているとその辺がいろいろと問題であります。

だから、もう少し明確に基準を示していただかなければいかぬと思うのですが、きょう試案を出していただきましてまず第一回でございますけれども、この試案でもいろいろとそういう点に問題点があるので、その辺をもつと詰めて、この法案の審議中に基準をもう少しつきりしたものを作成していくべきだと思いますが、作業はその辺はできないのでしょうか。

○水口政府委員 お答えいたします。

この独禁法の運用に関する基準とかガイドラインというものは現在も幾つかございますが、こういったものの性格からいたしまして、これは法律が成立了しました暁に可及的速やかに作成するのが筋であるうと思います。

したがつて、正式にはそういう運びになりますが、この委員会におきましても、特に「独占的状態」の中の事業分野といらものが、いま先生からもいろいろ例を挙げて御指摘がありましたが、なかなかわかりにくい。だから、まず公取の考え方を示すためにこれを提出してほしいという御要望がありましたのできょう提出したわけでございます。ただ、これだけでもなかなか大変でございますが、これはあくまで事務局の試案でございま

と思ひますので、こういう国会答弁等を通じましてできる限りいまのわれわれの考え方をお示ししていきたい、それで、法律が成立いたしましたら、関係方面ともよく御相談もして御意見も聞きたい、こういうふうに思つております。

○武蔵(憲)委員 もう一つ、構造規制で、それは特許権なんかの適用除外は、当然構造規制の場合についても適用除外になるということはいいと思うのですが、それとも一つは、これはこの間林君も質問したようですが、商法との関係で、いわゆる営業の一部譲渡を命じた場合に、今度は取締役が株主総会に対し説得をしなければならない。説得をしてもできなかつた場合には——今度は商法の方ですからこれは法務省にお聞きしますが、そういうときは取締役は商法上免責なのか、何も責任を問われないのかどうか、これをお聞きいたします。

ですが、それにして私が公正取引委員長についたいのは、公正取引委員会として言えばこういう独禁法の条文そのものを今後も当然尊重されると思いますが、公取のこれまでのいろいろな審決の例も尊重する、同時に高裁の判決例もいずれも尊重するということだと思いますが、その点についてここで御言明ください。

○澤田政府委員 御指摘の点は、いわゆる政府の第一次案を審議されました時点においてもいろいろと議論のあった非常にむずかしい点でござりますが、今回の改正案の第七条第二項の条文を読みますと、「公正取引委員会は、不当な取引制限につき前項に掲げる措置を命ぜる場合において、」ということになります。したがって、影響の排除をいたします場合も前項の措置を命ぜる場合において行うと解ざるを得ないのでございまして、その辺からも問題が複雑になつておるのであります。したがつて、影響の排除が第一項に含まれるかどうか、あるいは全然含まれないのかという問題とその辺も関係していくわけでございます。

それで、実例を申しましても、先ほども御指摘がございましたように、価格の再交渉命令といふのは一体影響の排除なのかどうかということ、あるいは非常に明瞭であるよう見えた東京高裁の判決も影響の排除だけであるというふうに見られるのかどうかということ、その辺がかなりあいまいなところがあることを正直なところ私も感ぜざるを得ないのであります。

しかし、毎々申しましたように、この第一項と第二項と並べて考えますと、影響の排除は第一項には含まれない、そして、今まで行いましたいろいろな措置は本体の違反行為を排除するために付随して行う行為であつて、影響の排除とは考へないというのが私どもの解釈でございます。

○工藤(晃)委員(共) 私が最後に伺つた公取の審決例はもとより、高裁の判決なども尊重してやつていくかどうか、その点についてお答えがなかつたと思います。

○澤田政府委員 従来の審決、それから高裁の判断を尊重することはもちろんでございます。ただ、現在の私の解釈として、それが行為の排除措置に入るのか、影響の排除措置に入るのかという点の解釈を申し上げた次第でございます。

○工藤(晃)委員(共) もしそこまではつきり言われてしまうならば、それでは東京高裁の判決は影響の排除が入らないのだという説明なり証明をちょっとしていただきたいのですが……。

○水口政府委員 お答えいたします。
証明というのは非常にむずかしいと思います。確かにこれは「結果の除去」という言葉を使ってございますので、先生のおっしゃったような読み方もあるいはあり得るかと思います。ただ、われわれの方といつしましては、この判決をいろいろ読んでみたわけでございますが、前回も御説明いたしましたけれども、この判決というのは東宝と新東宝との間の不公正取引事件として東京高裁の判決があつた、それに伴つてこういう判示がなされたということでござります。

そこで、本件は、東宝の方が力が強くて、新東宝に対して、排他条件つき取引とわれわれの方で言つておりますが、そういうふうな不公正な取引をやめなさいというのがその主体でござりますが、それに関連いたしましていろいろの判示があつた。この中には将来また同じようなことをやつてしまふかもしれませんよともございますが、そのはかに「結果の除去等」という言葉も入つておるわけでございます。

この「結果の除去等」というのをどういうふうに読んだらいいだらうかということですが、確かに先生のおっしゃるような説も成り立つと思いますが、われわれの方といつしましては、結果の除去と影響の排除ということがイコールであるうは考へないというのが私どもの解釈でございます。

○工藤(晃)委員(共) 従来の審決、それから高裁の判断を尊重することはもちろんでございます。ただ、現在の私の私の解釈として、それが行為の排除措置に入るのか、影響の排除措置に入るのかという点の解釈を申し上げた次第でございます。

○水口政府委員 お読みいたします。
「不当な取引制限」の定義は独禁法の二条の六項に書いてございますが、「この法律において不当な取引制限とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義を以てするかを問わず、他の事業者と共にして対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう」と、かのように書いてございます。

○工藤(晃)委員(共) そのように書いてあるわけですが、ここでは、「不当な取引制限」とは何か事業者が他の事業者と何らかの形で共同する、話し合いで何でもする、協定を結ぶ、そして対価を、値段を上げたりいろいろする、そしてそれが定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。この行為によって生じた影響」というふうに二つの対立をつくり出すとするならば、結局そこでいろいろ問題が出てくるということをこの前も強調したわけでありました。それを今度新たに二項を設けて、「行為」と、それによつて生じた影響」というふうに二つの対立をつくり出すとするならば、結局そこでいろいろ問題が出てくるということをこの前も強調したわけあります。

というのは、その第一項もその排除をするために命令を行うことができるということで、第二項も命令ができるということならば、対策として同等の厳しい措置ということになるわけであります。

○工藤(晃)委員(共)たとえば審決の形式を、主文、事実、証拠、法令の適用という形式だとすると、主文のうちの一項目としてこれが書き込まれるわけですね。

○大橋政府委員 具体的に審決をつくられるのは公正取引委員会でございますが、条文をつくりました立場から申しますと、ただいまの最後の御指摘のような「排除せよ」というような規定は入ら

公正取引委員会に届け出るとともに、当該具体的措置の実施状況を一定期間定期的に報告しなければならない。」これは単なる一つのモデルでございますが、おおむねこういうことになるのでな

○大橋政府委員 そのとおりでございます。
○工藤(晃)委員(共) 七十五国会のときの第一次
政府案で「当該措置の実施後」とあつたのと今度
は少しニュアンスが違うのですが、それはどうい

あるということを前提にしてここで審議をするとなると、特にたとえば東京高裁判決のようなかなりりきつい立場からすれば、明らかにこれで命ずることができるのは「行為」だけだというふうにされてしまうともう大変な後退が起きるし、あるいはまたその部分的には入っていたんだという見解からしても、それはこれまでのいろいろな審決例の具体例集として示されたものであり、これはもつとどこまで入り得るか決まったものでないのをここでやはり「行為」と「影響」に分断してしまふとどうしても第一項の方が狭くなるのではないのかという、そういう心配が出てくるわけであります。まして、いまのような政府の見解で、いわゆ

うふうに違つたわけですか。
○大橋政府委員 第一回の政府案のときの「当該措置の実施後」という言葉の意味でございましたが、あれは第一項の本文に書いてございました、「措置」を全部実施してもなお残るというような意味で書いてあつたわけでござりますけれども、時間的に実施した後というような解釈もとられるおそれがございます。時間的に後ということになりますと、一定期間に報告を求めるというような措置の実施後かというような御議論がございましたが、そういう意味で書いたわけでございませんけれども、そういう議論がございましたので今回は削除いたしました。

いますが、審決という形で国民に義務を負わせます場合には内容はなるべく具体的に行うということで、いままでもそういうふうにしておられるわけでございますが、この場合はどういうものを「影響」と考へているのかということは当然審決の中に表現されるるというふうに理解しております。

○工藤(晃)委員(共) いわゆる審決ですから、その当該行為が何であるかはつきりする。それからもう一つそれをとるための措置と三つありますね。そのうち内容はもちろん公取が判断するけれども、なるべく特定してというのはどの程度具体的に書くのですか、それをもう少し説明してほ

か、そういうことはないわけですね。
○水口政府委員 御承知のように、今回の二項は「措置」を命令するのは公正取引委員会でございまが、中身は当事者と申しますか、事業者の方があみずから決めるわけでござりますから、公正取引委員会の方からたとえば価格をもとへ戻せとか、幾らに下げるとか、こういうふうなことを言うことはできない、こういうふうに解釈しております。

○工藤(晃)委員(共) 私がこういう質問をするのは、公正取引委員会がどこまで被審人を縛るのかということいろいろ聞いているわけであります。

る行為はあっても影響に対する排除措置はないということを全面的にとるとことになると一層問題が出てくるということを私はここで指摘しなければならないと思います。

ただし、「必要があると認めるときは、」という言葉が入つておるわけでございます。これは第一項の措置で全部カバーできればそれ以上必要ななければなりません。第一項の措置を、従来の考え方をも

○水口政府委員 現在の七条は御承知のように違反行為の排除措置でございますので、これに基づきます主文というものは、御承知のように、カルテ

この中の「影響を排除するためにとることとなる具体的措置の内容」というのは事業者の決定に任されるということなんですが、そもそも全会一致で通った五党修正案は——それを排除するため

さて、質問を続けまして、それでは「当該行為によつて生じた影響を排除するためにとることとなる具体的な措置の内容」ですが、これはもう一度改めて聞きたいのですが、だれが決めるところになりますか。

つと徹底させて、公正取引委員会が限界ぎりぎりまでやった後なお必要なときは、という意味でございます。

ル等がございましたら、そういうたよだな協定を破棄しないといふことが一番中心になりますて、それいろいろな関係先への周知とか、とつた措置の報告とか、こういうものが盛り込まれておるが普通でございます。

に必要な措置であるならば、これは公正取引委員会が影響を排除するために必要だと考えるならば、そのすべてが含まれるけれども、事業者の方に「排除するためにとることとなる具体的な措置」ということになると、もともと事業者は排除したく

○大橋政府委員 この内容を決定するのは事業者でございます。ただし、公正取引委員会は、事業者がその決定をするような命令は出せることにな

いうふうに本文は書くことになるわけですか。非常に抽象的に、「以上の違反行為によって生じた影響を排除するためとなることとなる具体的な措置

今回改正法が成立いたしますと二項が出てまいるわけでございますが、二項は新しい規定でございますのでもちろん前例はまだないわけでござりますが、もつと詳しくは年々のところ、二年

ないし、しかも排除するため必要なすべてのとい
うことでもないし、排除するために自分はこの程
度とればいいという非常に緩い規定だと思いま
すが、それでいいのです。

○工藤(晃)委員(共) 「不当な取引制限につき前項に掲げる措置を命ずる場合において、」というの

を届け出よ」というよろこび。この程度の粗さで書くのか、それとももう一つ、「以上の違反行為によって生じた影響を排除せよ」と一度くつってお

ますか。われわれの方の担当のことさて、こういふう改正法が成立したときにどういうふうな主文になるかなというモデルのようなものを一応書いて

○水口政府委員 いまおつしやいましたように、その「具体的措置」の中身は事業者みずから決め

は、これは審決の中でやるというふうに理解していいわけですね。

いて、「そのためとなることとなる具体的な措置を届け出よ」というようになるのか、これはどちらになるのですか。

いるわけでございます。それをちょっと読み上げますと、「カルテルによらない価格に決め直すための具体的措置を自主的に定め、これを速やかに

○工藤(晃)委員(共) では、このところで届け
るわけでござりますから、そういう意味では綱
い規定であるというふうに私も考えます。

改正を望んでおるのかということ、そしてその中で寡占体制の同調値上げということが大変大きく問題になってきたわけであります。何とかそれを抑えるような改正をやりたいと私も強く念願するのですが、ともかく、いわゆるカルテルと寡占の同調値上げというのは結果が国民にとって悪いということは同じだし、もつと寡占になると、少數が集中しているだけに結果がはるかに悪いということがわかつていて。明らかに公共の利益に反して、一定の取引分野の競争を実質的に制限しているという状態があらわれているということは、これはもう認めざるを得ない。

問題は、カルテルでないから抜けられるということですが、寡占体制になると、これは御説明がありましたように、協定だなんてそういうやばな

ことをわざわざしなくとも、いつも同調的に値段を上げたり、生産を調整したり、設備投資の調整をやったりいろいろできてしまうということもあるし、それからもう一つ、寡占体制になると、仮にこういう事前の連絡をやっていてもなかなかしつぶをつかまれない。つまり、証拠がとりにくく

という面から同調しやすい、そういう面からこれに対する対策がいいよ重要なになってきていると思ふのですが、先ほど挙げられました鉄鋼の値上がり、いままた次の値上げが行われつつあります。

が、四十九年からの五回の値上げ、まさに繰り返し体質として定着しているわけであります。

ところが、このことでその値上げがどこでどういうふうに決められたかという調査をいろいろしなければならないのですが、鉄鋼業界といふのはいつも集まっているいろいろ話し合っているではないか、一体何を話し合っているのか、それで何いた

のが大変よく動いていて、そこで非常に活発な官民協調と言われた活動を展開していたのですが、最近はどうも鉄鋼部会の方は余り盛んにやつておられないようで、かわりに月曜会というのがあるので、これは一体何をやつてあるところですか、お伺いします。

○天谷政府委員 月曜会は通産省の基礎産業局長が招集して、出席いたしておりますのは高炉メーカー八社の営業担当の重役でございます。そこで主として話しておりますことは、第一に統計報告、それからその他マーケットの状況、それから最近におきましては特に目立つておる現象でございますが、ヨーロッパあるいはアメリカ等においておきまして、日本の鉄鋼輸出が現地でいろいろな摩擦を引き起こしておりますので、そういう摩擦に関する情報、認識の仕方、それから対策、こいつのようなことについて情報を交換し、あるいは通産省が行政指導をいたしております。

○工藤(晃)委員(共) それは毎週開いているのですか。

○天谷政府委員 毎週月曜日に開いております。

○工藤(晃)委員(共) それは議事録などは見せていただけますか。

○天谷政府委員 議事録等は作成いたしておりません。

○工藤(晃)委員(共) それは議事録はあつたんですか。

○天谷政府委員 産構審の部会あるいは産構審におけるあらゆる会議におきましては、議事録を作成いたしております。

○工藤(晃)委員(共) 産構審の趣旨そのものもい

うふうになつてゐるから、少なくともこの問題に對処しようと思えば二つしか対策はない。「一つは、もう年がら年じゅう顔を合わせ、しかも通産省が一緒に出て顔を合わせてゐるそういう業界が

四十九年以来もう五回も繰り返し同調値上げをやつてゐるという状態があるのならば、外形からそ

れに対して相当厳しい措置をとるという問題と、それからもう一つは、結局そういう大企業の経理とか原価を明らかにするという方向に進まなければいけない」ということがいよいよ明らかになると

思ふのですが、それはきょうの独禁法の改正問題でまたわれわれが出しております五党修正案に基づく案にもそこまでは言つていませんけれども、

しかし、少なくともさしき私が強調した原点をどうするかという精神から言うと、このところを何とか突破しなければならないということになる

と思うわけです。

そういうことで、結局、この四十条に基づく調査とそれから十八条の二に基づく調査というか、

報告、その関係についてもう一度伺いたいのですが、これは二年前の七十五回国会での委員会で出された資料で、たとえば四十条調査の事例として四

十九年四月の第二次商社調査があるけれども、これがいろいろあるでしょうかけれども、そういう

状態が続いている。こういうことを前提にしてこの寡占体制の同調値上げというものをどうしても取り締まらなければならないと思うのですが、その点はどうなんでしょうか。公正取引委員長、これまでいろいろお考えになつたと思いますが、ちょっと伺いたいと思います。

○水口政府委員 お答えいたします。

何か具体的な事件に関連しての調査ではございません。どちらかといえば一般的な調査だと思います。

○澤田政府委員 鉄鋼業界に限りませんけれども、先ほどもお答え申し上げましたように、明白な端緒がある場合は法規に照らして厳重な措置をとります。今まで至らない場合も、私どもの方は各段階に応じまして任意に事情を明らかにする努力をいたしております。

今後もそういう方針で臨んでまいりたいと思っております。

○工藤(晃)委員(共) いまの産業の実態がそういうふうになつてゐるから、少なくともこの問題に對処しようと思えば二つしか対策はない。「一つは、もう年がら年じゅう顔を合わせ、しかも通産省が一緒に出て顔を合わせてゐるそういう業界が

四十九年以来もう五回も繰り返し同調値上げをやつてゐるという状態があるのならば、外形からそ

れに対して相当厳しい措置をとるという問題と、それからもう一つは、結局そういう大企業の経理とか原価を明らかにするという方向に進まなければいけない」ということがいよいよ明らかになると

思ふのですが、それはきょうの独禁法の改正問題でまたわれわれが出しております五党修正案に基

づく案にもそこまでは言つていませんけれども、

しかし、少なくともさしき私が強調した原点をどうするかという精神から言うと、このところを何とか突破しなければならないということになる

と思うわけです。

そういうことで、結局、この四十条に基づく調

査とそれから十八条の二に基づく調査というか、

報告、その関係についてもう一度伺いたいのですが、これは二年前の七十五回国会での委員会で出された資料で、たとえば四十条調査の事例として四

十九年四月の第二次商社調査があるけれども、これがいろいろあるでしょうかけれども、そういう

ことは何か事前の事件の予備調査としてやつたのか、もっと一般的な調査としてやつたのか、それについてちょっと伺いたいと思います。

○水口政府委員 お答えいたします。

何か具体的な事件に関連しての調査ではございません。どちらかといえば一般的な調査だと思います。

○工藤(晃)委員(共) それからその他の調査としてやつたのか、それについてちょっと伺いたいと思います。

○水口政府委員 お答えいたします

〔中島（源）委員長代理退席、委員長着席〕

問題はそういういた独禁法の具体的規定の適用に結びつかない調査でございますが、先ほどちょっとお話をありました商社の調査とか、それからあが、そういうたものはいわば現に競争が失われておる状態が生じておる、これを放置しておけば独禁法の目的が達成できなくなるといったようなおそれがあります場合に、その実態を明らかにするための調査の事例であるとわれわれは解しておりますが、こういう調査に当たりましては、四十条を適用することはどちらかといえばやはり慎重にやるべきであるというふうに考えております。

○工藤（晃）委員（共）さつき言つた鉄鋼調査のときに四十条を適用しようと思えられたのかどうかということについて答えたがなかつたんですね。

○水口政府委員 これは非常にむずかしい問題でございまして、できるかできないかといはできますが、いま御説明したような四十条についてのわれわれの解釈でござりますので、まず、実際の運用に当たりましてはそういうふうな場合に四十条を適用することも場合によつてはあるとうふうに考えております。

○工藤（晃）委員（共） これは十八条の二と四十条との関係であります、前回四十条の二となつてゐたところと四十条の関係について、やはり高橋公取委員長が、議事録によりますと、四十条の二はいわば宣言的効果で、四十条の二に基づく報告書で、たとえばその理由がはなはだしく不備なものであるという場合には改めて出頭していただかなければならぬけれども、その出頭を決めているのが四十条なんですね、ですから四十条とあわせて用いなければ四十条の二は生きてこないという意味のことを言つております。

これは十八条の二に移されたと思いますが、この十八条の二と四十条との関係というのは大体こ

ういう関係だと理解していいわけでありますか。

○大橋政府委員 通常の場合、十八条の二の報告が不十分な場合には、十八条の二自体はやはり十分な報告を求める権限でございますから、十八条の二による権限が行使されるというふうに考えておりまして、そのことをもつて直ちに四十条の調査に移るというような解釈はしておりません。

○工藤（晃）委員（共） この前も指摘したのですが、二年前ここで審議して、そこで公正取引委員長の答弁として出されたこととかなりニュアンスが違うことをまた今度は政府がされるということが繰り返されているわけですが、この点についての公正取引委員長の方のお考えはどうでしょうか。

○工藤（晃）委員（共） ただいまの審議官のお考え方と同じでございます。

○工藤（晃）委員（共）だから、二年前にやつた審議の成果などが受け継がれないで、改めた新解釈を次々と持ち出されてくるというところに今度の政府案そのものに対する私はいよいよ疑惑を大きくする、疑惑を大きくせざるを得ないような答弁をそちらがなさつているというようになります。

○澤田政府委員 ただいまの審議官のお考え方と同じでございます。

○工藤（晃）委員（共） 今回十八条の二の規定が新設されることになつておりまして、そこにはいろいろな要件が書いてあります。

○水口政府委員 お答えいたします。

○工藤（晃）委員（共） 今回十八条の二の規定が新設されることは、その新設された十八条の二の規定によつてやつていくことは自明のことだと思います。

そこで、たとえば三ヶ月と何日かたつて行われた場合どうかという御質問でござりますけれども、これはやはり十八条の二にそういう規定が新設されますと、先ほど総理府の審議官が答えましたとおり、やはりそれは十八条の方で処理すべき問題で、何日か超過したからといって直ちに四十条を適用すべきではないと考へております。

○大橋政府委員 そのような場合には現行の四十条の調査としてできるかどうかということでございますが、四十条の調査は具体的な職務の必要性

ということでござりますけれども、その四十条の調査を発動する理由が十八条の二の「三箇月」というのを一日延ばしたからだということは四十条

調査の発動の理由にはならないと理解しております。

○工藤（晃）委員（共） いまの答弁と関連して、四ヶ月ぐらいにしたらこれは十八条の二の方で処理するというのはどういうふうに処理できるのですか。

○工藤（晃）委員（共） それから、第二に、公正取引委員会が必ずそれをとれということにいたしますと、これは公正取引委員会の事務能力の問題もございますし、客觀的に見て明白なような理由、たとえば消費税が何

業界というものを十八条の二で処理すべきことというのとは必ずしも思えない。たとえば三百億円であるとか、三社七〇%であるとか、實際は三社六〇%、六五%くらいで相当なことをやつてあるという事態を踏まえると、この外にある部分というのは相

当あるのですが、特に「三箇月以内」というふうに轉ると、では今度四ヶ月ぐらいにしようやといふことがどうしても出てくるわけです。

それは結局十八条の二からは外れるということはわかるわけありますが、このことに対しても何らかの対策を今度とろうという法の精神から言えば、やはり積極的に調査をやっていくのかどうか、その辺はどうなののか、それについてちょっと伺いたいと思うわけであります。

○水口政府委員 お答えいたしました。

○工藤（晃）委員（共） 今回十八条の二の場合は公取が自動的に必要を感じるわけ

だと思いますが、そういう場合にはもう自動的に報告を求めるものとするが、その限りにして、そういう場合にはもう自動的に報告を求めるものとするとか、求めなければならないとか、そのくらいにして、そういう同調値上げがあれば、四十条の場合は公取が自動的に必要を感じるわけ

だと思います。

○工藤（晃）委員（共） これが最後の質問にいたします。

○大橋政府委員 先生のおっしゃいました意味が、まず事業者の方から自發的に報告しろといふことだといたしますと、十八条の二という条文は非常に長い条文でございまして、ここに書いてあります要件に該当するかどうかということは事業者の方でわかるものではないといふに考へられますので、自動的に事業者の方に報告義務を課すということはこの要件のもとではできないと

いうことでございます。

○工藤（晃）委員（共） それから、第二に、公正取引委員会が必ずそれ

をとれということにいたしますと、これは公正取引委員会の事務能力の問題もございますし、客觀

的に見て明白なような理由、たとえば消費税が何

月何日から上がったという場合に、製品の小売り価格を一律に上げたからといって必ずしもこれをとらなくてはいけないというふうにはならないのではないだろうかということがございまして、やはり、公正取引委員会の実務的な判断によるとした方が適当であると考えております。

○工藤(晃)委員(共) 時間がなくなりましたけれども、自動的というのは何も業者の方が自発的に

いうことでなしに、公取がそのたびに指摘したことととするという、そういう意味で言ったわ雑なもので、しかも、「職務」としてある。しかも、日本経済の状況がここまで変わつて、そして入れられてはかなわないわけであります。しかし、いずれにせよ四十条に基づく調査は非常に広範なもので、しかも、「職務」としてある。しかも、日本経済の状況がここまで変わつて、そしてこういう寡占業界の同調値上げということがあります横行するようになつた。そして、しかも、それは独禁法が明らかにしたところのいろいろ公共の利益に反して不当な取引制限を超えたし、国民の生活に対する大きな障害をつくり出しています。そういう問題であるならば、四十条の調査といふのは当然もつと広範に使われなければならぬ、こういうことを強調したいわけであります。時間がなくなりましたのでこれで質問は終ります。

○野呂委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後五時十二分開議

○橋口委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。加藤清二君。

○加藤(清)委員 お許しを得まして、ただいま審議されておりまするいわゆる独禁法について質問をいたしたいと思いますが、遺憾なことに、定足数不足であると同時に、自分の権限を増幅させていただけるところの通産大臣が来ていません。もつ

ていかんとなす。

委員長、この時間は割り当て時間外にしていただきたいたい。与党の理事さん、時間をはかつておいでください。

○橋口委員長代理 ちょっとと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○橋口委員長代理 速記を始めてください。

加藤清二君。

○加藤(清)委員 新しく与党自民党から提案されておりますこのいわゆる独禁法、これは問題点は幾つかありますけれども、要は、通産大臣の権限を増幅させる、非常な権限を通産大臣に与えるというところに問題があり、学者も業界も国民党も、日本経済の状況がここまで変わつて、そしてこういう寡占業界の同調値上げといふことがあります横行するようになつた。そして、しかも、それは独禁法が明らかにしたところのいろいろな公共の利益に反して不当な取引制限を超えたし、国民の生活に対する大きな障害をつくり出している。そういう問題であるならば、四十条の調査といふのは当然もつと広範に使われなければならぬ、こういうことを強調したいわけであります。時間がなくなりましたのでこれで質問は終ります。

○野呂委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後二時四十八分休憩

○橋口委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。加藤清二君。

○加藤(清)委員 お許しを得まして、ただいま審議されておりまするいわゆる独禁法について質問をいたしたいと思いますが、遺憾なことに、定足数不足であると同時に、自分の権限を増幅させていただけるところの通産大臣が来ていません。もつ

の審議の最中にも出てこれないほど忙しい人があ

れこれ荷物をしょわざれたらそれができますか。だから私は言うんだ。ほかの法案と違うんだ。だから、いま現在どこへ行つておられて、何時ならここへ来れるか、至急調べてもらいたい。なぜかならば、いまの理事の話によれば、通産大臣が来たときに質問してくれということなんだ。

それじゃ聞くまで待とうが、ただ、何時ならば来れるということを聞けば次へ進みます。

○橋口委員長代理 加藤君に申し上げますが、いま向こうと打ち合わせ中ですから、その間質問を続行していただけますか。

○加藤(清)委員 委員長の命に従います。

大詰めに差しかかったようでございますが、いままでの本委員会における当法案の審議を静かに承つておりますというと、質問する側はこの法案には欠陥がある、欠点があると言うが、しかし、答弁する側は、聞いておりますと、こんな手を伸ばしてあれもこれもと通産大臣が権限を伸ばす必要はないんだ。

国会は最高の権威であるはずだ。立法によって行政は動くはずである。その立法の審議の最中に、しかも、今国会の一番目玉商品であると言われておるその審議の最中に出てこないなんということはけしからぬ。どこへ行つておられるか聞きたい。

○橋口委員長代理 加藤君に申し上げますが、通産大臣はいま衆議院の決算委員会に出席中だそう

でございます。

○加藤(清)委員 決算委員会との独禁法の審議との二者択一における択一の決定は通産大臣がなさつたのですか。それとも官房がしたのですか。

○橋口委員長代理 ちょっとと申し上げますが、い

ずれだというわけではありませんが、けさの理事会で、衆議院の決算委員会に出席するから商工委員会の方は出なくてもいいという話し合いになつておつたそうであります。

○加藤(清)委員 もう一度申し上げる。本法案は通産大臣の仕事を一層やす法案なんです。立法

致案のどこが悪いのか、これを聞きたい。全会一

致案のどの点のどこがどう悪いのか。いままでそれを聞いておりませんから聞きます。悪かつたればこそ、正反合のアツフヘーベンで新しい法案が出てきたんでしょう。どこが悪いんですか。

これは本当は通産大臣に聞きたいところなんですが、提案なさった総務長官と公取委員長に承りたい。

○藤田国務大臣 全会一致案といいますか、それと今回の政府案との相違、あるいはどこが悪くて直したのかとおっしゃる御質問だと思います。

第七条の第二項を新設いたしましたのは、カル

テルの違法行為の排除ということが主としてありまして、影響の排除に及ぶか及ばないかは学者の論議がいろいろあるところでございます。そこで

それから、その次は、独占状態に対する措置の

中で、主務官庁に対し通知をしなければならぬ、そして主務大臣は意見を述べることができます、と、こういうふうな手続が一つ加わりました。これはやはりその段階におきますと、企業分

割、一部商業譲渡という問題が先に控えておるわ

た。これはやはりその段階におきますと、企業分

〔樺口委員長代理退席、委員長着席〕

それをあなたは改正、改正とおっしゃるけれども、私は改悪だと言う。なぜかならば、調査活動前に主務大臣の意見を聞かなければならぬということになつてゐるでしよう。少なくとも、この調査の対象は非教育者じやありませんよ。犯罪としては行き過ぎかもしれませんけれども、この法案に違反をした疑いがあるという対象なのであります。調査を開始する前にその対象を指導、育成、強化している行政の最高責任者に相談をかける。これは刑事裁判だったら大変なことです。そんな例がほかにございますか。

いよ。スコラ哲学なら結構ですが、よく気をつけ
て物を言つてくださいよ。これは歴史に残ります
からね。私はそんなことはあり得ないと思う。あ
なたもあり得ないとおっしゃつたから申し上げま
すが、少なくとも被告とか被疑者を調査する以前
に、その関係の内容をよく知つてゐるとはいうも
のの、その指導、育成、強化の責任者に調べて
いいか悪いかを聞くなんて、そんなばかなことが
ありますか。そういうことをよろしいと言つうならぬ
ば、国会において、検事局の捜査中の案件なるに
より本件はこの立法府では審議すること相ならぬ
なんことがもはや言えなくなりますよ。過去の
先例がみんなそうなつてきておるのだ。
もつと具体的に申し上げましょか。最高の権
威として、検事を審判、調査する適格審査会がご
ざいます。これの調査をするときには、適格審査委
員は一々裁判所の長官の自談を黙つていろらり

体的な調査を進めていくということになりますら、一つの大きな事業の独占的弊害があらわれることに対する調査というものはよほど慎重にやなければならぬことでありますし、また、相当年月のかかることだと私は思うのです。また、けてしかるべきだと思います。それで、よいい独占的弊害があらわれたと公正取引委員会が思したときにそういう通知をするわけです。

○加藤(清)委員 私は法的手続きを聞いておる。裁判とか審決ということとは裁判なのです。裁判は手続なのです。手続を誤つたらその裁判は通つてになる。したがつて、私は手続を聞いておる。なたちは大いなる矛盾を犯していますよ。

では、お尋ねします。同じ法案の中に「審判」及び訴訟に関する規定の整備」というところあります。そこを出してください。そこを一遍読み上げてください。

○大橋政府委員 先生がおっしゃっておられまことは要綱のことですございましょうか。

○加藤(清)委員 そうです。

○大橋政府委員 要綱の第十でござりますね。

○加藤(清)委員 第十の「一」と二。
○大橋政府委員 一と二、二つでござりますか。
○加藤(清)委員 はい。
○大橋政府委員 「一」公正取引委員会は、事件

ついて審査官の職務を行つたことのある審査官その他事件の審査に関与したことのある審査官にての事件の審査手続を行わせてはならないものとする。二 公正取引委員会は、審査官又は被審人等

「しかしはその代理人から申出のあつた証拠を採用しないときは、その理由を示さなければならぬいゝとする。」よろしうござりますか。

○大根政府委員 以上でございます。

ある、聞く権限を与えるというのがさきのあてで

すよ。ところが、この第十になるとどうなつておるか。「公正取引委員会は、事件について審査官の職務を行つたことのある審判官」に「審判手続を行わせてはならない」と書いてある。どつちが正しいのです。この事件と言いましようか「職務を行つた」とここにはなつてゐるけれども、この「職務」とは、当該事件を調査した人である。同時に、調査という言葉をここでは「審査」と言いかえておりますけれども、その審査に関与したことのある審判官は審判手続、すなはち裁判手続に関与させてはならないとなつてゐるのです。

通産大臣はよく知つておるから御意見拝聴します。そういう権限を与えてあげましょう。公取の内部で、その専門官であるけれども当該事件に関与した者は裁判には関与させない。二律背反もはなはだしい。ところで、どつちが正しいと言えば、この第十の方が正しいのです。当然のことなんです。調査に関与した検事は、裁判に立ち会うことはできるけれども裁判を左右することはできない。国会においても同じことなんですね。

訴追委員は調査を進める。したがつて、裁判の場合に出席をし、質問に答えるけれども、判決に関与することはできないんです。当然なんです。司法の尊厳、裁判の厳正を保つためにはそうあらねばならぬのです。にもかかわらず、通産大臣だけがなぜ例外措置ですか。理由がわからぬ。承りました。——これは政治的答弁でなければダメです。

○藤田国務大臣 その当該事件に對して審査をした人が、まあ、いわば刑事であり検事役である人が、それが審査官になるということ、審判官になるということは、裁判官になるということになりますから、これは困るではないかと、こういうことを書いてあるわけですから、これは当然なことだと思います。しかし、調査に入るとしたときには、黒か白かもまだわからないわけですから、そういうとき豊富な資料を集めるために主務官庁にその旨を通知する、そして主務官庁はそれに対して意見を述べるということは、およそこれは話

が違うと思うのです。一つは、もう完全な司法的な段階に入つておるわけです。一つは、その前の段階にあるわけですから、これは段階が違いますからおかしくない、私はかように思います。

○加藤(清)委員 あなたは公害裁判を調べなさつたことがありますか。

○藤田国務大臣 私は直接調べたことはございません。

○加藤(清)委員 公取委員長、あなたに承ります。

公害裁判の場合も、これは当該社長が一番よく知つていることである。同時に、その公害を発生させているその発生源のポジションに働いている労働者が一番よく知つている。ところで、それを統括しているのは通産大臣であるが、公害裁判を開始する前に調査が行われますね。その調査を行なうときに、一度通産大臣の意見を聞きますか。

○澤田政府委員 私は不明にして公害裁判の実態を存じませんので、お答えができないわけあります。

○加藤(清)委員 では法制局に聞く。

○味村政府委員 公害裁判を行ないます際に、その事業を所管しております主務大臣の意見を聞くということは、これは公害調整委員会の自由裁量であります。現実に聞いているかどうかというと、いうことは私は存じません。

○加藤(清)委員 法文上通産大臣に事前協議をする権限を与えたり、また、次に審判が行われる直前にいて協議をしなければならないというような、そういう権限が通産大臣に与えられております。

○味村政府委員 そのような規定はございません。

○加藤(清)委員 そのとおりです。だから聞かなければならぬ。ほかに前例がない。外国にも、國內にも、同じ通産省傘下においてさえも前例がない。この独禁排除、この問題にだけこれを取り入れてきた。何か理由があつたんでしょう。しかもお全会一致案は、だからというのでこれを排除した。全会一致した。これは自民党の良識も、公

明さんも、民社さんも、共産さんもみんな——そのときは新自由クラブさんはいらっしゃらなかつたけれども、そのとおりだということで全部一致した。慣例にも前例にも法令にもないようなことを、なぜこの際あえてここへ取り込まなければならぬか。一々通産大臣に調査を開始します、いかがでございましょうと意見を聞いて、やめておけと言われたらどうするの。公取委員長、そんなことじゃあなたの部下は、審査官は、いわゆる検事が役にしても、判事役にしても、勇気を持つてやれますか。あほなことをやつたら後で通産大臣に殴られるかもしだね。そんなことになつたら本気になつてやりますか。

もう一つ、私は秘中の秘を言う。環境庁の中に、局長クラスになぜ通産省の先輩が入つていなかつた。もう一度言う。環境庁の局長クラス以上になぜ通産省の出身が入つていないか。何と心得られない。だから、こらあたりは通産大臣に来てもらわなければだめだと言つてあるんだ。

○澤田政府委員 その環境庁の人事については全く存するところではないので申し上げられませんけれども、先ほどの通産大臣に対する通知の件につきまして、やめておけと言われたらどうするかというお話をございますが、これは通産大臣に、重要問題でござりますからいろいろな資料その他について意見を求めるわけあります。したがいまして、それが公正取引委員会の権限を制約するものではございません。そういうことでございません。

○加藤(清)委員 わかった。そんなことを聞いておるのじゃない。環境を守り、人の生命を守るために――公害発生源の当該主務長官のみならず、そこに働く機密を知つておる連中まで排除しておるのです。それが今日の実態なんですね。なぜこれだけを行なわなければならないのか、また理由がわからぬ。本当は、これは実は通産大臣に篤と承りたいところである。

もう一つ、あなたは専門家ですから、審査並びに審決の最高の指揮官でいらっしゃるからお尋ねの意見はそのままの形では、それはそれなりの証

するが、伝言は証拠になりますか、なりませんか。法制局から聞く。

○味村政府委員 刑事訴訟法におきましては、伝聞は原則として証拠になりません。しかし、例外的に証拠になる場合もございます。民事訴訟における場合は原則として証拠になります。

○加藤(清)委員 ございません。

○加藤(清)委員 さすがあなたは専門官で、よう勉強していらっしゃる。りっぱなもので。伝言は検事といえども判事並びに裁判所にこれを証拠として提出することはできない。したとして物件として提出することはできません。したがっても、それは無効である。証拠裁判における伝言は無効である。無効なものをなぜえて有効としなければならないのか、これが聞きたい。法律をよく勉強している人にそれを答えてもらいたい。わが国の法律のみならず世界じゅうの法律が伝言は証拠とならないと見えているのだ。

○澤田政府委員 お尋ねする。大臣は、あなたと長官と相談をすることになりますよ。なぜかならば、おれの言ふところを証拠立てなければならぬから現場を見せると言つて見てくる。電話だと書面じゃダメなんです。

お尋ねする。書面を何遍見たって電話を何遍聞

いたって、録音を何遍聞いたって証拠になりませんよ。本人が行つて調べなければだめなんですよ。

しかし、通産大臣、それができますか。局長だとか通産局とか、自分らの部下の調査したその伝言を聞いておるとおつしやるから私は言ふのだ。そ

んなことまで言いたくないけれども、あえて言わなければならぬ。常識的に無効な証拠を有効として、これを活用するのですか。これは法学通論、法学の初步なんです。そんなことが公取で許されますか。これは裁判になつたらどうしますか。

○大橋政府委員 ただいまのお話は、主務大臣の意見を審判手続に入つたときに証拠に使えるかどうかというお話だと存じますけれども、主務大臣

の意見はそのままの形では、それはそれなりの証

拠能力しかございませんので、仮に独占的状態の有無についての判断をしようとする場合には、通産大臣の意見が端緒になりました事実につきまして、公正取引委員会の審査官が証拠として固められた。慣例にも前例にも法令にもないようなことを、なぜこの際あえてここへ取り込まなければならぬか。一々通産大臣に調査を開始します、いかがでございましょうと意見を聞いて、やめておけと言われたらどうするの。公取委員長、そんなことじゃあなたの部下は、審査官は、いわゆる検事が役にしても、判事役にしても、勇気を持つてやれますか。あほなことをやつたら後で通産大臣に殴られるかもしだね。そんなことになつたら本気になつてやりますか。

もう一つ、私は秘中の秘を言う。環境庁の中に、局長クラスになぜ通産省の先輩が入つていなかつた。もう一度言う。環境庁の局長クラス以上になぜ通産省の出身が入つていないか。何と心得られない。だから、こらあたりは通産大臣に来てもらわなければだめだと言つてあるんだ。

○澤田政府委員 その環境庁の人事については全く存するところではないので申し上げられませんけれども、先ほどの通産大臣に対する通知の件につきまして、やめておけと言われたらどうするかというお話をございますが、これは通産大臣に、重要な問題でござりますからいろいろな資料その他について意見を求めるわけあります。したがいまして、それが公正取引委員会の権限を制約するものではございません。そういうことでございません。

○加藤(清)委員 わかった。そんなことを聞いておるのじゃない。環境を守り、人の生命を守るために――公害発生源の当該主務長官のみならず、そこに働く機密を知つておる連中まで排除しておるのです。それが今日の実態なんですね。なぜこれだけを行なわなければならないのか、また理由がわからぬ。本当は、これは実は通産大臣に篤と承りたいところである。

もう一つ、あなたは専門家ですから、審査並びに審決の最高の指揮官でいらっしゃるからお尋ねの意見はそのままの形では、それはそれなりの証

料もございましょうし、そういうものを収集してさらに審判手続に備えていくということは非常に有効なことだろうと存じます。

措置をとるように命じたものでございます。
○加藤(清)委員 その後の三つは次の機会に
まほしらる。よく調べておいてください。

そこで、通産省にお尋ねする。だから私は日本

钢管と言った。特に場所も指定する。日本钢管水島工場においてレールはどれだけ生産され、どこ

へ納められているか。

○天谷政府委員 数字、納入先等についてお答えできません。

○加藤(清)委員 ただいまお答えできぬと言ふ

が、ここは座談会じゃないんですよ。

は、年に一回ずつ企業報告をしなければならぬこ

とになつておるでしょう。あなたのところでそれを聽取しておられますか。

○澤田政府委員　富士、八幡合併の問題につきま

しては同意審決があつたわけであります、その後三回乙切りましてこどりの鉄道用ノーリー

問題を監査いたしております。その結果は指示ど

おり実行されているものと認めております。

○加藤(源)委員 これは会社の企業機密たゞて言わせませんよ。ここで約束したことなんだから

ね。なぜ国会にも報告しないか。おかしいじゃな
いよ。もしもいよいよ危機一発のとき、おまえが

いか。それをいまここで言えぬと言う、なせ言えないか。予算委員会じゃないから言いなさい。新

聞に出てやせぬから。

○天谷政府委員 合併の条件が守られているかどうかと、ということをチェックされる責任を持つてお

いでになるのは公取委員会でござります。

○加藤(清)委員 しかし、生産数量は通産省が握つていなければつかねじやないか。この法案がも

し通つたとすれば、通産大臣は事前に相談するの

ですよ。審決の審議に入る前にも相談するのですよ。その相談のもとにはあなたたちがつくるのです

よ。知らずにどうしてできるか。総理府の総務長

官、よつてくだんのごとしだつたらどうします

そこで、委員長、あなたのところは報告を受け
ておるはすである。受けぬと言つたらおかしい

の他二、三について条件を付して合併を認めております。

○加藤(清)委員 そのとおりでございます。

果たしてこれを通産大臣はどれだけ認識しているか。そしてどれだけ指揮しているか。よってくだんのごとし。通産大臣はすべてを掌握しているけれども、すべてに疎い。そういう人が犯罪があるかないかなどというところまでどうして調べられますか。すべて伝言になってしまいます。伝言証言に終わるのです。それをあえて取り入れなければならぬということについて私はまだ理解がいきません。しかし、与えられた時間が参りましたので本日はこの程度にし、残余の質問は次の委員会で行わさせていただきます。

○野呂委員長 長田武士君。

○長田委員 独占禁止法の改正論議が巻き起こりましてからすでに三年を経過していることは御存じのとおりであります。私は、政府改正案の矛盾点を速やかに修正し、今国会での強化改正をどうしても実現すべきであるという立場から質問を行つていただきたいと思います。

言うまでもなく、独占禁止法の改正は、第七十五通常国会において衆議院で与野党一致の修正可決を見たにもかかわらず、自民党的抵抗と政府の消極的姿勢によつて廃案になつてしまつたという経緯があります。そこで、まず最初に指摘したいのは、独占禁止法の強化改正が実現していれば正すことのできたであろう独占禁止法上の問題点がそのまま今日まで継続されているという、きわめて遺憾な事実があります。公取委員長から、五党修正案が廃案になつてから今日に至るまでの独占禁止法違反の勧告件数をお示しいただきたいと思います。

○澤田政府委員 時点を申しますと昭和五十年七月五日からということに相なりますが、五十二年四月二十一日までの間に独占禁止法違反と認めて勧告いたしました事件は五十九件でございます。

このうちカルテル関係が四十四件、その他不公平取引等が十五件となつておるわけであります。

○澤田委員 私なりに業種別に分類してみます

と、石油化学五件、石油プロパン七件、窯業七件、化学繊維一件、薬業四件、紙五件、電機精密六件、非鉄金属四件、建設三件、サービス一件、その他十六件となつております。また、累犯も依然として繰り返されておるわけであります。独占禁止法の改正の目的の一つは独占禁止法違反のやり得をなくすところにあるはずであります。

もしも第七十五国会で改正案が実現しておれば

相当程度独占禁止法違反は抑制されておつたと考

えられるわけでありますが、この点について総務長官と公取委員長の見解を伺いたいと思います。

○藤田国務大臣 相当程度とおっしゃいました

が、私も、そういうカルテル違反につきまして、

ある程度はもう少し厳密なことができたのではな

いかと思いますが、ただ、今回の七条につきまし

て、答弁の範囲、御質問の範囲をちょっと越えて

いるかもしれませんのがお許し願いたいと思ひます。

が、七条に関しまして、これを補強した形で七条

の二というものをつけておりますが、こういう影

響の排除に関しましては、やはりなかなかむずか

しかったなというような感想を持つております。

○澤田政府委員 二年前に法案が通過いたしてお

りましたならばどの程度こういう違反事件に影響

が及んでいたかということを的確に推定すること

はむづかしいのですが、ある程度は防げた

のではないかという感じがいたします。

○長田委員 もう一つ具体例をお伺いいたしま

す。

○長田委員 もう一つ具体例をお伺いいたしま

す。

○澤田政府委員 公取委員長からお答えいただきたいのであります

が、改正案の基準を超えておる会社の株式保有

総額の推移、五党修正案が廃案になる前、すなわち四十九年九月期と五十一年十二月期はどう

なつておるか、総合商社、事業会社と分けてお

示しをいただきたいと思います。

○澤田政府委員 数字にわたりますので、部長か

らちょっと申し上げたいと思います。

○吉野政府委員 お答えいたします。

現在会社が規制基準を超えて株式を所有している状況につきまして、有価証券報告書総覧等に基づまして、四十九年九月期と五十一年十二月期

とについて試算をいたしまして、その結果を比較いたしましたが、会社数につきましては、四十九

年九月期で十五社ございましたが、五十一年十二月期では二十二社と、七社増加しております。ま

た、規制基準超過額は四十九年九月期は三千八百

十三億円ございましたが、五十一年十二月期で

は四千百七十七億円と、約三百六十四億円増加

し、増加率として九・五%増加しております。

その内訳を見てまいりますと、いわゆる総合商

社は会社数で九社と、数におきましては変わつ

おりません。ただ、超過額については若干減少し

ております。これに対しまして商事会社以外の事

業会社につきましては、会社数は六社から十三社

だけではございませんで、基準額が減少したこ

とに原因するものも若干見受けられます。

以上でござります。

○長田委員 ただいま事情が述べられたわけであ

りますが、四十九年九月期と五十一年十二月期を

比較いたしますと、基準額を超える株式保有額

は、ただいまの数字のとおり三百六十四億円とふ

えております。基準額を超えて株式を所有してい

る会社が七社ふえて二十二社です。特に、事業会

社が六社から十三社となつておることは見逃すこ

とができるものではないかと思います。会社の

株式保有総額の規制は、大企業が株式保有をしてこ

といたしまして事業支配力を集中しようというこ

とを防ぐということにはかならないと思います。

独占禁止法の強化改正がおくれているためにこ

ういう事情が放置されてきたと思われるわけであります。

○澤田国務大臣 本日の時点で修正に對してどう

考へているかということでおきりますが、やは

り、こういう経済のルールをしくという大変長期

のものの成案を得るわけでござりますから、与野

党の御理解のもとに賛成を得てこの法案の成立す

ることをお願いいたしたいわけでございます。

仮にもし万一修正ということがございまして

も、それも与野党の合意の上でおやりいただくな

とは当然のことだと思いますし、それに政府は從

わざるを得ない、かように思つております。

○長田委員　さて、今回の改正案について具体的にお伺いをしてまいりたいと思います。カルテルに対する排除措置についてであります
が、私は、政府の答弁を何回聞いても、第七条第二項の規定は現行法を強化しているとは思えない
わけであります。むしろ後退させているのではないかと思つておるわけであります。

そこで、総務長官にお尋ねをするわけでありますが、五党修正案の第七条の排除措置の「これら規定に違反する行為及び当該行為によつて生じた影響を排除するために」云々は今回どういう理由で採用されなかつたのか、この点をお伺いします。

東を排除して、その後事業者の創意を生かしていくことが大目的でございます。カルテルにつきましては、カルテルの束縛を排除したその後におきましては、どういうことをやつていくかと決めていくのは事業者であるべきでございます。

一昨年の衆議院で修正可決いたしました法律案の条文を拝見いたしますと、あの形では、拘束を排除した後に事業者の行う行為を公正取引委員会が決定して命令することができるというような規定になつておりますが、こういふことは独占禁止法の目的からしていかがなものであろうか、こういうふうに考えたわけでござります。

○藤田国務大臣 私も大体同じようなお答えをすらる以外ないと存りますが、第七条の規定を第二項が束縛するものでもありませんし、第七条はそのまま置いて第二項がくつづいたわけでござりますから、より強化されたものというふうに私は思つております。

○長田委員 五党修正案では原状回復命令まで含まれているからまずいということでござりますか。

○藤田国務大臣　ただいま審議官が答弁したのは、含まれる解釈もできる、余地なしとしない、という意味であると私は思います。

○長田委員　澤田公取委員長は、一昨日のわが党

の西中委員の質問に対しまして、本来的には五党修正案が望ましいということを示唆しながら、いきさつがある、苦心の結果であるという趣旨の答弁をされたのであります。公取試案は高橋委員長時代のものであるとはいえ、公取委員長は試案にある原状回復命令はいまもって独占禁止法の精神に反しないという見解を持つておるはずだと思いますが、その点はいかがでしようか。

○澤田政府委員 いわゆる公取試案が世に問われてから、非常に幅広い各方面の意見が整理集約されて五党修正案になったものと私は考えるものであります。したがいまして、この案は尊重されるべきものだということをたびたび申してきておるのであります。しかし、その後それに対して、またそれがなかなか成立しないということもあります。いまして、いかにこれを成立させるかということで御苦心に相なつておると私は委員長に就任する前からあいさつをしておつたわけでござりますが、五党修正案におきましては、「影響を排除する」という条項を七条は挿入した案になつておるわけでございます。

しかし、これはいま審議官あるいは総務長官より御説明もありましたように、少し広過ぎるのではないかということで非常な論議の末原状回復命令というような形が採用されなかつたのでありますが、「影響を排除する」という中にやはり広過ぎる意味が入るのはないかというようないろいろな御懸念からなかなか議論のあつた問題で、七条につきましては、第一次案の括弧内をどうするかというようなことで非常に議論になつた問題でございます。

先ほど総務長官から話がございましたように、今回の案におきましては、現行七条はそのままにして、第一次案で括弧内にあつたものを第二項として独立させてそして影響の排除の規定、かようち相なつたものと存じましてます妥当な總では、なかなかうかと考えておることでございます。

○長田委員 政府案をまとめるまでの複雑な経過があることは私は十分理解しているつもりであり

ます。しかし、五党修正案が踏みにじられたといふことは、同時に、今回の中の第七条の改正は政府の再三の否定はあるものの、現行法すら制約する懸念があると私は思うわけであります。
総務長官にお尋ねしますが、現行第七条では全く、改正案にある第七条二項の影響の排除は含まれていないのかどうか、この点についてはいかがでしようか。

○藤田国務大臣 現行の第七条の中に影響の排除ということとは——これは主たる目的が違反行為的とした第二項を加えたということとございまして、第七条では影響の排除はできるとかできないとか、これは学者の議論のあるところでございますけれども、それを主目的としたものではないということは確かであります。

○長田委員 再三本委員会でこれまで東宝、新東宝の東京高裁の判例が取り上げられておりますが、ここでは、「ここに違反行為を排除するためには必要な措置とは、現在同法に違反してなされている行為の差止、違反行為からもたらされた結果の除去等、直ちに現在において違反行為がないと同一の状態を作り出すことがその中心となるべきことは当然であるが、これのみに止まるものと解するのは、同法のいう使命に照らして狭きに失する。」とされておるわけであります。

第七条の排除措置は違反の行為からもたらされた結果の除去等だけではなく、将来的の予防措置と申しますか、そういう意味も含まれていると思つておりますが、総務長官、このことは影響排除ということではないのでしょうか。

○大橋政府委員 ただいまお読みになりました判決でございますが、まず、この判決は、不公正取引あるいはカルテルでございますが、カルテルは否定されて、不公正取引にかかる判決でございま

しては、これは将来にわたっての繰り返しを禁止する排除措置が合法的かどうかということが主なる争点になつてゐるところの書き出しの部分についているわけでございます。そして、その書き出しひの部分でござりますが、「一般に独占禁止法違反の行為があるとき公正取引委員会はその違反行為を排除するために必要な措置を命ずるのであるが、」という書き出しがなつておりますと、「一般に」というのは、およそ独占禁止法にある違反行為の排除措置一般を指しておるのであります。七条だけではなく、合併、営業の譲渡等の禁止に関する三十一条の二でござりまするとか、不公平取引に関する二十条でござりまするとか、こういうすべての違反行為の排除措置に通ずる書き方になつておるわけでございます。

そして、行為の態様によりまして、当然のことではございますが、たとえば役員の兼任という行為を禁ずるという場合でございますが、兼任した役員をやめさせない。兼任するという行為を禁止したからといって、結果としてはもうすでに役員は就任しておるわけでござりますから、この役員の就任をやめさせるということ、これは結果の除去でございますが、そういうような形で具体的に結果の除去に及ばなければ行為そのものを排除と言つてはできないと言う者もございますので、東京高等裁判所の判決のこの部分の書き方でございますけれども、これは判決の内容ではございませんけれども、書き方としては私どもとしてはカルテルには妥当しないものではないだろうか、そういうふうに考えております。

○農田委員 私が言つているのは、確かに第七条は影響排除自体を目的とした措置ではないかもしれませんのが、しかし、現行の七条自体に影響を排除するというねらいがあるということであるわけであります。

置けば、現行の第七条でとれるはずの影響の排除措置、政府の答弁で言えば影響の排除措置と申しますが、これまでとれなくなってしまうと思うが、この点はいかがでしょうか。

○大橋政府委員 これは繰り返し申し上げておりますように、七条の第一項というものは手がついておりません。手がついておりませんということは、從来と同じ解釈、同じ考え方であるいはさらにお工夫されまして、公正取引委員会が影響排除的な措置も第一項でおやりになる。こういうことは全く制限されていない、こういうふうに理解しております。

○長田委員 東京高裁の判例は七条の排除措置の法意を言っているのであって、少なくともすべてのケースに当てはまるものと私はとらざるを得ないわけであります。すなわち、この判例は第七条の目的解釈の上に立つたものであります。

さらにお伺いしますが、政府案の第七条の二項の「当該行為によつて生じた影響を排除するため」とこととなる具体的措置は違反事業者がとするわけですね。政府は、これまでの答弁で、違反行為を排除することとなる具体的な措置は違反行為者が届け出をすることにはなるが、影響を排除するに足る措置であるかどうか、公正取引委員会が判断して、公取委の想定する措置でなければ二度、三度と当然届け出をさせる、そして影響を排除する、と、このような答弁ですが、そういうことでしょうか。

○水口政府委員 確かにそういう答弁をいたしましたが、そのときもお断り申し上げましたが、理論的にはということで、実際にはそう二度、三度も突き返すというようなことは少ないんじやないかというふうに思つておりますが、私が申し上げた趣旨は、公正取引委員会は独禁法の運用に当たつては厳正にこれを行うというのが義務でござりますから、したがつて、七条二項の命令を受け、みずからるべき具体的な措置の内容が客観的に見てても非常にふまじめなものであるという場合には、それをそのままそうですかと言つて受け

入れるわけにはまいりませんからいろいろ指導をする必要があるということを申し上げたわけでございます。

しかし、何と申しましても、七条二項はその具体的措置の内容が事業者の方に任されているものでございますから、公取がいろいろ指導するにござりますから、したがいまして、そのとるこたしましてもおのずから限界があろうかと考えております。

〔委員長退席、中島(源)委員長代理着席〕

○長田委員 そうしますと、届け出さえすれば審決違反にならないということになります。まあそれから、届け出をしてそのままの内容を実行しない場合は、これも審決違反になると思います。

○水口政府委員 まず、届け出をしない場合、これは当然に審決違反になります。

それから、届け出をしてでもその内容を実行しない場合は、これが審決違反になると思ひます。

○長田委員 先生のお尋ねは届け出をしても審決違反になる場合というところでございますが、その届け出をするれば審決違反にならないのが普通でございますけれども、その内容がさつき申しましたように客観的に見ても非常にいいかけんなものであるといふふな場合は指導してこれを直させる、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○長田委員 一般的には二度、三度届け出を出されるということは行政指導であるわけですね。こういうふした行政指導には罰則を科することはできます。○水口政府委員 行政指導をいたしまして、それにお応じないといったら——届け出はしてあるけれどもその内容は非常に不十分なものである、それで行政指導はしたけれどもなかなかそれが理解できるのであります。それはそれなりに、公正取引委員会がその具体的なケースに応じて、どうあるから問題でありますといふ政府の答弁でございましたけれども、この点についてはある程度私は理解できるのであります。ただ、あられた価格がある事業者は百九十八円、また、ある事業者は百九十七円あるいは百九十六円というふうな場合に、やみカルテル的なそういうことは存在しないというケースがあると思いますが、そなった場合に、事業者が自主的に決めたのだから審決に従わなかつたとは言えないという答弁があつたわけですね。それなら価格カルテルの場合にどのような届け出があれば条文にある影響が排除されたということになるのか、具体的な措置が届けられたということになるのでしょうか。ちょっと申し上げますと、影響が排除されたこととなる具体的な措置が届けられた、とありますね。そういうことになりますか。

○大橋政府委員 通常幾つかの取引先と手段の交渉をして決めるような性質の取引をしている事業者につきましては、「とることとなる具体的な措置」というものは幾らにするということを期待してい

ます。もちろん、事業者によりまして入れてまいります。それはそれでそういうものは公正取引委員会として受け取られるということになると思ひます。

○大橋政府委員 これは良心といいますか、そうすると結局やつてもやらないでもいいというような意味になりますけれども、そうではなくて、影響を排除するためにとることとなる具体的な措置の決定といふものは公正取引委員会が命令するわけでございますから、したがいまして、そのとるこことなる具体的な措置になつているかどうかということがいります。

○長田委員 具体例について御説明を願いたいと思いますが、百円のものが二百円に引き上げられた価格カルテルの場合で、二項の具体的な措置の届け出がされた場合を例にとってみます。

届けられた事業者の価格が一齊に百九十九円だった、一円下げた、これは新たなカルテルの疑いがあるから問題でありますといふ政府の答弁でございましたけれども、この点についてはある程度私は理解できるのであります。ただし、届けられた価格がある事業者は百九十八円、また、ある事業者は百九十七円あるいは百九十六円というふうな場合に、やみカルテル的なそういうことは存在しないというケースがあると思いますが、そなった場合に、事業者が自主的に決めたのだから審決に従わなかつたとは言えないという答弁があつたわけですね。それなら価格カルテルの場合にどのような届け出があれば条文にある影響が排除されたということになるのか、具体的な措置が届けられた、とありますね。そういうことになりますか。

○大橋政府委員 通常幾つかの取引先と手段の交渉をして決めるような性質の取引をしている事業者につきましては、「とることとなる具体的な措置」というものは幾らにするということを期待してい

るわけではございませんで、価格の再交渉をどういう形でどういう日程でいたしますという、そういう回答を期待しているわけでございまして、結果として幾らになるということまでは具体的な措置の内容には通常は入らないのではないかと思ひます。もちろん、事業者によりまして入れてまいります。もちろん、事業者によりまして入れてまいります。

○長田委員 それなら、公取が今まで第七条の排除措置としてとつてきた公取みずからが命ずる価格の再交渉命令以下の排除措置でしかないわけですね。違反事業者が自分で届けるのでありますからそう言わざるを得ないのですが、その点はいかがでしようか。

○大橋政府委員 公正取引委員会の長い歴史の中で、たつた一日に二件やつた事例だけをとらえて現行七条の解釈、運用というふうな理解は私どもはいたしておりません。それはそれなりに、公正取引委員会がその具体的なケースに応じて、どうしても行為の排除として必要だという考え方でなさった審決であるというふうに理解しておるわけでございまして、七条の二項の「措置」はそういう行為の排除ではございません。行為によって生じた影響の排除ということで、新しい権限規定になつているわけでござります。

○長田委員 しかし、この第七条の排除措置の多くの類型は、さきに挙げた東京高裁の判例をもとにして公取が苦労されてきたものであると思ひます。しかも、この独占禁止法改正問題における第七条の排除措置については、価格の原状回復命令から出発しているのであります。私は、あくまで五党修正案の線に戻すべきであると思うわけであります。法律の条文というものは相互の関連性を持つことは当然であります。

影響排除は含まれないとすることになりまして、現行第七条、改正案では第七条第一項になりますが、この規定が制約されるということは明らかではありませんか。しかも、影響の排除を違反事業

は公取は一切関知しません、それは企業が主体的に良心を持ってやるのです、こういうことでは影響の排除にならないじやありませんか。どうでしょうか。

○長田委員 そうなりますと、二百円になつた、そしてやみカルテルを破棄しました、価格は変わりません、こういう場合はどうでしようか。

○水口政府委員 カルテルを結んでおりまして、

ということは言えませんけれども、こうやれば必ずそうなるということでございます。
○長田委員　意見を述べることはできるわけじゃないんですね。できますね。

著にいたれてしまっているわけありますか、この二項を起こした影響について、もう一度総務長官、公取委員長に承りたいと思います。

○水口政府委員 お答えいたします。
いま一つの例を挙げられましたが、この価格と
いうものは御存じのとおりなかなかむずかしいも
のでございまして、カルテルを実行いたします

影響があると思つたから、したがつて二項の影響排除措置も命ずるわけでござりますから、通常の場合は若干下がるのが普通であろうと思ひますけれども、公正取引委員会としては幾らに下げれば

公取委員長にお伺いしておきわけであります
が、現行法においても数多くの規定で公正取引委
員会は主務大臣の意見を聞くことが可能である一
方、主務大臣も公正取引委員会に意見を述べる機

卷之三

卷之三

いに、かくも非常にまでがししいれてござい

ニヤみナルテル由なごとが残一ておるがどうか

会で参考意見を聞くことはできないのでしょうか。

（河田政府委員）七条の二項は、たたいま総務長官もお話しのように影響を排除するということのために新たに起こした項でございますが、七条一項の方では、前にも申しましたように從来行ってきたことはすべてできる。ただ、その中には影響の排除に属するのではないかというような解釈がある。それによる事例も含まれておつて、そういう御意見もあることも承知いたしておりますが、私どもは、それはやはりその違反行為の排除と一体となつた命令であつて、影響の明瞭なものは第二項で処理すべきものという解釈をとりますので、第一項の方が制約されるという解釈はならない次第でございます。

○水口政府委員 お答えいたします。
○長田委員 そうしますと、百円のものが二百円になつた場合、カルテルを破棄しました、百九十八円になりました、ということになつた場合には再度報告させますか。

ることはいたさないたてまえになつておりますので、カルテルが完全に破棄されまして、そういうような影響を受けない、本当に自主的な価格になつたと客観的に認められる場合には特にとやかく言わない、こういった基本的態度でございま

す。

会は機率に下げるとかいったような価格介入をする

そのところをよく見きわめることができ一番肝心で
あろうと思つておるわけでございます。

○長田委員 そういう点で、私は、第二項を起
した理由というのはわかりませんですね。
時間がございませんので次の問題に入りたいと
思いますが、次に、独占的状態の排除についてお
伺いをしたいと思っております。

今回の改正案は五党修正案の独占的状態の排除
の規定にさらに制限を加えようとするものである
としか私には思えないであります。本法案の審
議の過程で政府が一貫して答弁しておりますの
は、協議の前にある通知制度はあくまでも主務大
臣の意見を参考にするものだと言つているわけで

か。
第二には、今回の改正案では、独占的状態の排除に際しては公聴会の開催が義務づけられております。ここでも参考意見なら聞けるわけであります。

第三には六十条の規定もあります。第四には六十二条の規定もあります。第五には四十二条の規定を用いることができるはずであります。第六には四十一条の規定もあります。一昨日、政府は、強制権限のある四十一条の規定はこうした意見を聞いたり述べたりする場合はじむものではないということでありましたけれども、現実に規定があることは事実であります。そして第七には公取と主務

○長田委員 結論的に、この二項を起こしまして第七条の制約が非常に出てきたという解釈を私はしております。実際問題、違反者がこの届け出をし、そしてこのようにやりますよと、このように届け出をするわけですね。やみカルテルをつくり、そして値段をつり上げただとすると実際問題としてどうでしょうか。百円のものを二百円にしたわけですね。それをやみカルテルを破棄した、じや百九十八円でも百九十六円でもあとは構いませんよという公取の態度ですか。影響はあるじゃありませんか。百円が二百円になつたのです。これはものすごい影響があります。そういう価格について

ケース・バイ・ケースの話でございまして、一概にその場合これはけしからぬからということになるかどうか。さつき申しましたように、「一つはそのときの価格動向、経済情勢、それから本当にもう申し合わせ等が行われていないのかどうか、その百九十八円にいたしましても幾らにいたしましても、その新しい価格が本当に自主的に自由な競争のもとに定められた価格であるのかどうか、その辺を重視するわけございまして、値段が幾らだからよろしいとか幾らだからだめですといふことではございません。さように考えておりま

○藤田国務大臣 意見を聞くことはできないかと言われますと、そのときそのときのケースになりますからこれはわかりませんけれども、こういうふうな制度といいますか、法令にちゃんと書いてありますと、必ずそこに通知もし、そして主務官庁の豊富な資料も利用できる、そしてまた主務官庁が意見を述べることができる、と、こういうことでございまますから、通常の場合、今までの場合必ずしもそうであつたとかそうでなかつたとかきないのでしょうか。

○澤田政府委員 公取委員長、こうした規定では十分ではないのでしょうか。

○澤田政府委員 独占的状態の有無というようなものは突如あらわれるものではございませんで、経済部におきまして形式要件に該当するような企業については常時監察をしておるわけでござります。その場合は、通常手に入る資料によつてこれを行つておるわけですがそこで、いよいよこれは少し疑わしいということで、特別の措置をすることを決定した時点におきまして主務大臣に通知をして参考意見を申し述べる機会を与えると

○水口政府委員　おっしゃいますように、公取三十年間の歴史におきまして、審判件数は今まで比較的少のうございますが、今回のような大きな改正が行われますと、課徴金制度もござりますし、いろいろと審判の件数もふえてくると思います。

そこでいまのお尋ねの件でござりますか、その手続はさつき申しましたように審査審判規則による書きわけでございますが、われわれの一応の考え方としては大体一回か二回、その程度ぐらいに普通の場合はとどめるようなことにしたいといったことを考えております。

○長田委員 時間がありませんので、次に移ります。

第八十一条の審議権の申し出についてお伺いしたいのですが、審決取り消し訴訟において、現行第八十一条一項二号には、「公正取引委員会の審判に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつた場合」「裁判所に對し、当該事件に關係のあるあたらしい証拠の申し出をすることができる。」となつておりますが、改正案ではこれが「重大な過失」となつております。

○大橋政府委員 審判手続、訴訟を通することでござりますけれども、課徴金制度の新設でござりますとか、そういう意味での独占禁止法の規制が強化されたわけでございますけれども、それだけは、やはり、行政手続についての信頼性を高めていくことが必要でございます。訴訟についても同様でございます。

そのためには、現在公正取引委員会の行っております審判手続あるいは二審から始まる裁判制度というものを通じまして、一回限りの審判手続において過失があつた、それで出せなかつた証拠がある、その証拠を出せばカルテルの事実認定とい

うものは覆る、覆つて結局のところ課徴金は取られなくていいはずなのに、それを裁判に行つても、あのときはおまえは過失で出せなかつた証拠じやないか、だからこれは調べる必要がない、したがつて残りの証拠で調べたところではカルテルがあつたのだ、だから課徴金も取るのだ、こういうようなことではほかの行政手続と比べてみまして余りにも酷ではないだろうかという感じがするわけでござります。

特に行政事件一覧、たたしままでの公正取引委員会の権限では、そう言つてはなんてございませんけれども、カルテルについてはいわばやり得だと言われている程度の排除措置だつたわけでございますが、その措置の審決についていまのようないま

証拠の制限規定がある。一方、刑事罰のようなものになりますと、これは当然のこととござりますけれども証拠は幾らでも出せるわけでござります。課徴金のような制度になりますと、これは中間的なものでございますが、二審の東京高裁の裁

判においての証拠の提出というものは、どうもあ
る程度被審人の立場としては認めていかざるを得
ない、そうしないと権限を強化した独占禁止法を
公正に運用していくことはできない、こういう考
え方でございます。

○長田委員　重大な過失と単に軽い過失というのはどういうことか、どうもはつきりしないのです
が、その判定基準はどういうことになりましよう
か。現行法でも、今日まで、「過失がなかつた場
合」ということで新証拠の申し出をした例がござ

いましょうか。もう一度わざわざ棒を広げる必要がどこにあるのか、伺いたいのであります。

○木口政府委員 今までの事例でございますが、訴訟におきまして過失がなかつたことを理由にいたしまして新証拠の申し出をしたという事例

は二、三ござります。しかしながら、いずれも裁判所におきましてその申し出に対しまして過失の有無につきましては判断はいたしておりません。その他の理由でもつて処理しておるという例が二、三件あるわけでございます。したがつて高等

裁判所において過失の有無について判断を下した事例はない、こういうことでござります。

証拠の原則を後退させたというふうなものではないと理解しております。

○長田委員 独禁法は特殊な法律で、裁判所と違
いまして、公取で経済や法律に明るい者が事実を
認定するつたであります。この場合、裁判所がや

することは実質的証拠があるかないかをチェックするのであり、実質的証拠の調べをするものではないと言われておるわけであります。実質的な証拠がないとか審決が憲法に違反するなどの場合、裁判所は公訴提起(見)、これに反対する意見

半所には公取委に差し戻すこれが八十一条八十一条の関係だと私は認識しているわけであります
が、この点はどうでしようか。
東京高裁の判決でも、審決の基礎となつた事実
を変更したから審決は取り消されるべきであると

の主張について次のように判断が示されております。殊に審決の基礎となつた事実は、けであります。「これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束するのであって、このことは、裁判所が、自ら反対の事実を認定し得ないことを示すの

みでなく、審決後に反対の事実の生じたことを認定することをも禁じたものと解するのでなければ無意味である。従つて、裁判所が審決後の事実の変更にもとづいて審決を取り消し又は、変更することはできないものと解すべきである。」となつ

私は、八十一条の規定を改正し新証拠提出権の緩和を図ることは八十条に決定的影響を与えることであり、この改正は意図的に公正取引委員会の本質に触れるものであると言わざるを得ないのております。

○大橋政府委員　ただいまの実質的証拠の原則についてお読みになりました東京高裁の判決の中の文章でございますが、それは八十一條を改正いたしましたとしても全く同様でございまして、事実認定に

ついてただ一回限りでいいんだということは独立禁止法は書いていないわけでございます。実質的証拠がないと認められたとき、あるいは証拠調べとしてさらに調べなければいけない証拠がある場合、こういう場合には実質的証拠がない場合には

取り消す場合もありますし、差し戻す場合もあります。調べなければならない証拠がある場合に、もう一度これを調べた上で事実認定をやり直してくださいという形で専門家の公取委員会に戻すというのが実質的証拠の原則でございまして、

八十二条において過失があつたらもうだめだと言っている場合と、重大な過失があつたらもうだめだと言っている場合と、その程度の問題で、実質的証拠の原則という基本原則がいささかでも揺らぐということはございません。

そういう点の八十二条第三項の規定につきましては全くいじつておるわけではございません。單に事実認定の基礎になつた証拠調べが十分であつたかどうかという点の批判を加えようということ

でござりますけれども、現実には今まで過去に三件ほど過失がなかつたという申し立てがあつたのでござりますけれども、いずれもその証拠を調べても事実認定に影響がないだろうということ

で結局差し戻しになつていないのでござりますが、実務的な感覚で申しますれば、わざわざ審判手続に出さなかつた証拠といふものは故意で出さなかつたものでございますから、当然これは今後とも認められません。わざと近いものも重大な過失ということで認められません。

そういう意味で申しますと、重要な証拠が残つているというケースは非常に少ないのでないだろうかという考え方をするわけでござりますけれども、こういう八十二条の手直しをすることによりまして公正取引委員会の審判手続に対する信頼性あるいはその後の司法審査に対する信頼性といふものを国民一般あるいは事業者一般に植え付けていくということは、今後の独占禁止法についての考え方を普及していく上でも非常に大事なことではないかというふうに考えます。

○長田委員 時間の関係で多くの論議をすることができませんが、最初に述べましたように独占禁止法の改正強化は急務とされておるわけであります。政府案を速やかに修正し、早期に衆議院を通過させなければならぬと考えておりますが、総

務長官は衆議院での本法案の通過はいつごろまでに行われるのが望ましいと考えていらっしゃいますか。

○野呂委員長 次回は、来る二十六日火曜日、午前九時四十分理事会、午前十時から委員会を開会いたします。

○長田委員 以上で終わります。
○長田委員 以上で終わります。
前九時四十分理事会、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十四分散会